

会

議

午前10時 0分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件がありますので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（高橋智江君） 朗読いたします。

下総行第86号。平成29年10月2日。

下田市議会議長、竹内清二様。静岡県下田市長、福井祐輔。

平成29年9月、下田市議会定例会議案の追加申し出について。

このことについて、平成29年9月下田市議会定例会に下記議案を追加提出したいので、申し入れます。

記。

議第59号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第5号）

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ただいまより議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集りください。

ここで暫時休憩いたします

午前10時 3分休憩

午前10時 6分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎追加日程

○議長（竹内清二君） 本日、市長から提出されました議第59号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第5号）議案の追加申し出がありました。この際、議第59号を日程に追加することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

議第59号を日程第1の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第59号は日程第1の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに決定いたしました。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第1号から認第10号までの平成28年度下田市各会計歳入歳出決算認定10件を一括議題といたします。

これより決算審査特別委員長、橋本智洋君により委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

3番 橋本智洋君。

〔決算審査特別委員長 橋本智洋君登壇〕

○決算審査特別委員長（橋本智洋君） 皆様、おはようございます。

決算審査特別委員会審査報告書をこれより朗読させていただきます。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決するべきものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称。

1) 認第1号 平成28年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

2) 認第2号 平成28年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

3) 認第3号 平成28年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

4) 認第4号 平成28年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

5) 認第5号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

6) 認第6号 平成28年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

7) 認第7号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

8) 認第8号 平成28年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

9) 認第9号 平成28年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

10) 認第10号 平成28年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

2. 審査の経過。

9月20日、21日、22日、25日、26日の5日間、中会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、黒田統合政策課長、井上総務課長、日吉税務課長、高野防災安全課長、土屋福祉事務所長、永井市民保健課長、鈴木環境対策課長、長谷川産業振興課長、佐々木観光交流課長、白井建設課長、土屋学校教育課長、土屋生涯学習課長、鈴木上下水道課長、土屋監査委員事務局長、河井会計管理者兼出納室長、須田議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会の各委員の質疑等の発言要旨は、会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 認第1号 平成28年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

2) 認第2号 平成28年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

3) 認第3号 平成28年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

4) 認第4号 平成28年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

5) 認第5号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

6) 認第6号 平成28年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

7) 認第7号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。
決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

8) 認第8号 平成28年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

9) 認第9号 平成28年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。
決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

10) 認第10号 平成28年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。
決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

平成28年度各会計の決算審査についてご報告申し上げます。

1. 一般会計における事務事業と決算について。

総務課。

①平成28年度の決算規模は、歳入総額108億4,646万4,795円、前年度比5.4%の減、歳出総額101億6,761万5,624円、前年度比4.7%の減となっている。

②歳入決算額は前年度比6億1,607万円減少している。減少した主なものは、市債8億1,880万円、58.1%の減、地方交付税8,582万1,000円、2.9%の減、国庫支出金7,655万4,000円、5.4%の減、地方消費税交付金7,203万3,000円、13.9%の減である。

一方、増加したものは、繰越金2億540万2,000円、35.2%の増、寄附金1億1,545万円、120.8%の増、繰入金7,415万4,000円、16.5%の増、県支出金5,196万5,000円、10.1%の増である。

③収入未済額は2億9,141万7,872円で、前年度比9,880万2,820円、25.3%減少している。主なものは、市税2億3,708万9,013円である。

④不納欠損額は3,255万557円で、前年度比1,275万5,731円、28.2%減少している。

⑤歳出決算額は、予算現額に対し94.1%の執行率となっており、前年度比5億571万6,566円、4.7%減少している。減少した主なものは、教育費8億8,402万7,161円、44.8%の減、商工費2億5,945万4,800円、11.5%の減によるものである。

⑥平成28年度末の一般会計における市債残高は、前年度比0.7%減の84億4,509万3,623円

となった。

また、特別会計、水道事業会計を合わせた市債残高は175億2,899万4,087円で、前年度比3億8,715万9,997円、2.2%の減となった。

⑦財政指標はおおむね改善の傾向を示している。財政力指数は3カ年平均で0.498となり、前年度比0.003ポイント改善した。経常収支比率は85.6%で、前年度比3.1%悪化した。実質公債費比率は7.3%となり、前年度比1.3ポイント改善した。

また、将来負担比率は、45.7%で、前年度比11.1ポイント改善した。

⑧自主財源49億3,048万3,000円に対し、依存財源は59億1,598万2,000円で、構成割合は45.4対54.6となっており、自主財源の占める構成率は、前年度比8.7ポイント増加している。

⑨基金の主なものは、財政調整基金10億6,908万4,312円、前年度比1億3,246万2,000円、14.1%の増、庁舎建設基金6億47万9,128円、前年度比変わらず、奨学振興基金5,896万810円、前年度比831万6,212円、16.4%の増、子育て支援基金6,404万3,192円、前年度比1,937万5,000円、43.4%の増、ふるさと応援基金1億2,528万212円、前年度比8,095万円、182.6%の増などである。

選挙管理委員会。

①平成28年度においては、下田市長選挙（平成28年6月12日）、参議院議員通常選挙（平成28年7月10日）を執行した。

選挙啓発活動として、下田市長選挙期間中及び参議院議員通常選挙期間中に市内スーパー4カ所で啓発品を配布した。また、静岡県選挙管理委員会との共催で、下田高等学校において選挙出前授業を実施し、将来的な投票参加の促進を図ることに努めた。

統合政策課。

①都市友好事業として、下田市と沼田市の姉妹都市提携50周年を記念し、さまざまな行事を行い、両市の交流を深めた。第77回下田黒船祭には、沼田市長、市議会議長を初め、小学生マーチングバンド76人が公式パレードに参加した。

②新庁舎等建設推進事業では、敷根地区の民有地の建設候補地を白紙とし、新庁舎等建設位置庁内検討委員会を設置した。市長と語る会での意見交換やアンケート調査の実施、最終的な候補地が平成29年2月17日の下田市議会全員協議会で報告された。

その後、建設候補地に対するパブリックコメントの実施や新庁舎建設に関する説明会が開催され、平成32年度の新庁舎完成に向けての事業が進められている。

③ふるさと下田同窓会応援事業は、定住人口の増加と地域経済活性化を図るため、市内で開

催される同窓会等に要する経費の一部について補助をするもので、26件、184万4,000円を交付した。

④下田市自主運行バス事業は、不採算路線として廃止した賀茂逆川線及び田牛線の2路線3系統について、市民の日常生活に必要な交通手段の確保等を促進するため、株式会社南伊豆東海バスに対して計700万1,704円の補助金を交付した。

⑤下田市継続困難バス補助金は、バス事業者での単独運行の継続が困難となった大賀茂線及び須崎線の2路線3系統について、バス路線を維持するため、株式会社南伊豆東海バスに対して計250万円の補助金を交付した。

⑥賀茂地域広域連携会議では、静岡県と賀茂地域1市5町の連携強化と一体的な振興を図るため、教育委員会の共同設置、地域包括ケアシステムの構築・運用、公共施設の長寿命化、共同活用・管理（水道事業）、税の徴収事務の共同処理、監査事務の共同化、災害時における人的・技術的支援体制の構築、地籍調査の共同実施、技術的・専門的知識を要する事務の共同処理（技術職員の共同利用）について検討を始めた。

⑦ふるさと納税の寄附金総額は2億415万5,000円で、前年度比1億3,004万3,890円、175.5%の増となった。

税務課。

①市税7税目の収入額は29億2,956万273円で、前年度比2,539万6,981円、0.9%の減となった。

市民税は10億4,336万981円で、前年度比7万2,357円、0.01%の減であった。

軽自動車税は、税率引き上げの影響もあり6,657万7,262円で、前年度比1,144万4,862円、20.8%の増であった。

固定資産税は、収納率の向上は見られたものの13億6,304万2,504円で、前年度比2,402万8,363円、1.1%の減となった。これに伴い、都市計画税も1億7,052万1,571円で、前年度比315万7,486円、1.8%の減となった。また、入湯税は7,901万2,910円で、前年度比411万7,420円、5.0%の減であった。

市たばこ税は2億157万1,645円で、前年度比540万5,217円、2.6%の減などであった。

②市税における不納欠損額は3,189万3,757円で、前年度比1,326万3,531円、29.3%の減であった。

収入未済額（滞納額）は2億3,708万9,013円で、前年度比5,278万2,802円、18.2%の減となっている。これは静岡地方税滞納整理機構への滞納処分依頼件数20件、本税額4,485万

8,794円に対し、徴収額2,215万8,360円であった。また、平成28年4月1日から発足した賀茂地方税債権整理回収協議会による滞納整理の効果によるものと考えられる。

③市税調定額31億9,854万3,043円に対する収納率は91.6%で、前年度比1.8%の増となったが、課税の適正化を図るとともに一層の収納率向上対策が求められる。

④国民健康保険税の調定額は10億9,939万7,365円に対し、収入済額は7億4,898万2,928円、収納率68.1%で、前年度比4.3%の増、収入未済額（滞納額）は3億1,114万7,275円となっている。市税と国民健康保険税を合わせた収入未済額（滞納額）は5億4,823万6,288円となっている。

翌年度繰越額のうち、50万円以上の滞納者は、市税で147人、1億240万8,000円、国民健康保険税で201人、1億8,968万7,000円であった。今後、人口減による市税の減が予想されるため、なお一層の適正課税を図るとともに、さらなる収納率向上が求められる。

防災安全課。

①交通安全対策は、交通安全実施計画に沿い、市内関係団体の協力を得て、交通安全運動期間を中心に実施した。主な内容は、市内一斉街頭指導、早朝広報パトロール、自転車交通安全教室などである。交通安全思想の普及のため、小学校新入生に交通安全マスコット、6年生に交通安全リーダーワッペン、中学校新入生に反射腕章をそれぞれ贈呈した。

②防犯対策は、市管理防犯灯1,785基の維持等を行った。電気料金総額は638万9,416円、修繕料は221万4,325円であった。

③防災対策は、同報・行政無線等の保守点検及びバッテリー交換を実施した。防災訓練としては、全職員を対象に、徒歩、自転車、バイクによる職員参集状況を確認した。5月には、静岡県によるLアラート合同訓練に参加し、県、市、情報事業者の連携、運用の検証を行った。7月には、大規模な土砂災害発生を想定し、本部運営訓練を実施し、市、県、消防本部、自衛隊及び警察の関係機関との連携体制を検証した。防災の日（9月1日）を中心に県主催の災害対策本部運営訓練に参加、さらに、市内4自主防災会及び小中学校における避難訓練を実施した。12月の地域防災訓練では、小中学校、高校生徒の参加に加え、自衛隊、警察、消防本部、県看護協会賀茂地区支部、NPO法人賀茂災害ボランティアコーディネートの会、消防団の協力を得て、市内47自主防災会主導による訓練を実施した。この他、県及び警察等との協働活動を確認する救出救助及び物資運送部隊による海上輸送訓練を実施した。

④地域防災としては、下田市自主防災会連絡協議会への運営補助25万円を交付、47自主防災会へは、活動活性化事業として299万9,680円の補助を行った。懸案であった春日山遊歩道

の避難路整備に着手、2,195万5,320円を投じて整備を行った。啓発活動として広報しもだに防災かわら版を毎号掲載したほか、防災講座を開催した。避難を迅速にする避難所看板8カ所、避難誘導標識5カ所、避難情報看板2カ所を設置した。災害用資機材及び備蓄食料を保管する防災倉庫2カ所の増設に426万6,000円を支出した。ヘルメット、救命胴衣購入の助成は、ヘルメット27個、救命胴衣5着の購入に補助金を交付し、家具固定費用の助成は、12件に対して補助金を交付した。

⑤消防施設整備では、白浜第7分団を統合し、新たな詰所を兼ねた白浜地区防災センターを建設、また、第5分団第1部（柿崎）、第2部（外浦）も統合し、新たな消防詰所を建設した。

福祉事務所。

①民生委員、児童委員活動では、平成28年度中に行った住民支援の相談指導は1,518件に上った。なお、任期満了に伴う改選が行われ、再任委員32人、新任委員21人で合計53人体制となったが、欠員は依然3人となっている。

②地域福祉活動計画推進事業は、広範な福祉ニーズに応える事業を中心に実施した。事業費は755万869円で、下田市社会福祉協議会への補助事業である。

③臨時福祉給付金支給額は1,283万4,000円、年金生活者支援臨時福祉給付金（高齢者）9,399万円、年金生活者支援臨時福祉給付金（障害・遺族）537万円を支給した。

④重度障害者（児）医療費の助成は、身体障害者1、2級、内部障害3級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級の重度障害者（児）、精神障害者保健福祉手帳1級の者（児）へ4,489万9,883円の医療費助成を行なった。県の補助は2分の1である。

⑤地域生活支援事業は、障害者が日常生活、社会生活を営むことができるよう総合的に支援する事業であり、相談、活動支援、支援者派遣、更生訓練などが中心となっている。事業費は1,431万7,649円であった。

⑥子育て支援基金の状況は、ふるさと納税分1,877万5,000円の積み増しもあり、合計6,404万3,192円の残高である。

⑦障害福祉サービスは、障害のある方、難病を患っている方が、自分に必要なサービスをみずから選択でき、利用可能な制度であり、サービス提供事業者と契約を結ぶことで利用できる。入所介護、在宅介護、共同生活介護、相談活動などのメニューは幅広く、平成28年度は3億4,756万92円であり、支給決定者は436人であった。その財源の4分の1は市費である。

⑧老人福祉では、高齢化率の上昇が長く続くものと推定され、健康の維持、生活の安定が

大きな課題として見込まれ、買い物や食事の困難解消策など差し迫った具体策が必要となる。在宅のひとり暮らし老人等の緊急事態に対する緊急通報システムの設置台数は130台であるが、誤使用、誤報も発生し、機器の改良等が望まれる。

⑨母子福祉は、児童福祉とも関連して、相談、解消対応の一層の充実が求められる。母子家庭等への医療費助成は、2,407件、642万6,376円であった。

⑩生活保護費支給対象は、318世帯、373人で、扶助費総額は6億4,255万1,727円となった。その財源の4分の1は市費である。対象者の高齢化が目立つことは一つの特徴である。

市民保健課。

①市民相談は、行政関係、家庭内の諸問題、近隣トラブル、金銭の貸借、不動産に関するトラブル等さまざまな内容について24回開催し、18件の相談があった。

②戸籍事務は、電算化に伴い、より正確で迅速な処理を行なうことが可能となり、証明書等の発行時間の大幅な短縮等、事務の効率化と住民サービスの充実を図ることができた。

③高齢者福祉のため、成年後見推進事業として市民後見人の育成を目的とした講座を平成28年11月から平成29年3月4日まで開催した。参加者は16人であった。

④予防接種は、インフルエンザ予防、高齢者用肺炎球菌予防等、予防接種法に基づく各種定期予防接種を実施した。

⑤母子保健として妊婦の健康管理に寄与するため、妊婦健康診査14回の公費負担を実施した。受診延べ人数は1,426人だった。また、新生児家庭訪問、赤ちゃん教室、乳幼児健診等を行い、乳幼児の異常の早期発見、育児不安の解消、育児に対する正しい知識の普及に努めた。

⑥不妊治療助成事業として、不妊治療を受けたご夫婦に対して、治療に要する費用の一部を助成した。その内訳は、17組の申請に対し151万1,930円を助成した。

⑦第2次救急医療においては、下田メディカルセンター、伊豆今井浜病院、西伊豆健育会病院、伊豆東部総合病院の4病院で実施した。平成28年度も89件のドクターヘリの活用があり、今後も医療体制強化の充実が望まれる。

⑧健康増進対策として、市民に食育のPRをするとともに、各種がん検診の実施及び各種団体からの依頼による健康づくり教室や講習会、ふじ33プログラムで、健康相談を実施した。

⑨順天堂大学医学部附属静岡病院直通バス事業に、補助金として46万4,124円を交付した。環境対策課。

⑩ごみ処理事業は、市収集可燃物、リサイクル収集、業者、一般持ち込みを合わせて1万

132トンであり、前年度比で460トン減少している。

減少傾向は数年来続いており、人口減少と市内経済の停滞状況によるものと思われる。

②可燃ごみ収集業務は、民間委託計画に基づき、平成28年度から全地域民間委託化され、在宅収集などの一部の収集を除き、年間収集可燃物4,481トンが委託業者によって収集された。

③焼却施設の老朽化に伴い、平成28年度も5,990万144円の修繕料が必要とされた。近い将来には施設の新築が必要であり、下田市、南伊豆町、松崎町の間で平成35年の広域での供用開始を目指し協議が進められている。

④ひとり暮らし老人宅等への特別在宅収集をごみ収集のない第1から第4水曜日に行い、大変喜ばれている。より一層推進されたい。

⑤静岡県観光施設整備費補助金の交付を受け、下田公園入口公衆便所改修工事を実施した。今までの男女兼用だったものから男女を別にして多機能便所を増築したことにより、公園等の利用者への利便性が向上された。

産業振興課。

①有害鳥獣による農林産物の被害が深刻になっている。有害鳥獣対策として、電気柵等の設置や狩猟免許取得に対する補助金、猟友会との業務委託により推進してきた。報償費として830頭分（猿17頭、鹿242頭、イノシシ571頭）計457万5,000円を支給した。

②下田市観光まちづくり推進計画に基づく、美しい里山づくりプロジェクトの推進に向け、美しい森林づくり基盤整備交付金事業、森林整備地域活動支援事業を展開した。また、里山づくりに向けた地域おこしのため、地域おこし協力隊員2人の活動がスタートした。

③オリーブのまちづくりを推進するため、爪木崎花園に成木30本のオリーブを99万5,760円で植栽した。

④農用施設修繕として、河内ファブリダム漏洩修繕766万8,000円、農道須崎西部線等4件184万7,000円、農道北湯ヶ野里1号線ほか11カ所、原材料154万9,000円を支給した。

⑤農業従事者の高齢化による後継者不足、担い手不足が進み、その中で青年就農給付金を活用した新規就農者（3名及び夫婦1組）に昨年に続き、600万円（前年度比412万5,000円増）を補助した。

⑥水産振興においては、本年も水産資源の確保並びに地域における水産物供給のため、マダイの種苗放流や漁船団誘致事業を行った。

⑦下田地区漁港機能保全整備事業について、吉佐美漁港多々戸第1船揚場の更新工事をL

33.80メートルを2,162万2,000円で実施した。

⑧住宅リフォーム振興助成金制度で、合計32件、791万2,000円のリフォーム助成を行った。請負事業は27業者（総工事費5,929万3,358円）となり、市内経済の活性化につながった。

⑨中小企業支援策として、引き続き小口資金融資制度により5件3万3,177円の利子補給を行った。

⑩商業写真の祖、下岡蓮杖翁を顕彰する下岡蓮杖プロジェクト推進事業補助金110万円を交付し、写真の街、下田をPRした。

⑪商店街活性化事業として、美味しいまちづくりプロジェクト推進事業に150万円を交付し、水揚げ日本一のキンメダイを活用した、きんめがどーん事業と、下田ブランド策定事業、食べ歩き等で街を活性化する下田、南伊豆がんバルの3事業を実施した。また、中心市街地の活性化に向け、地域おこし協力隊員の活動がスタートした。

⑫沼田市との姉妹都市提携50周年事業に合わせ11月23日に、本年も伊豆大特産市in開国下田みなとが、賀茂地区の商工会、下田商工会議所の連携により開催され、地元商品の販路拡大、PR、6次産業化された商品の発掘に努めた。

観光交流課。

①観光交流客数は290万9,877人（前年度比4,757人の増）、宿泊客数は96万2,106人（前年度比7人の増）となり、平成23年3月11日の東日本大地震災害の減少を克服しつつある。

定例のイベント、水仙まつりは20万人、黒船祭は20万1,000人、あじさい祭り・きんめ祭は13万6,300人、海水浴客は65万5,290人であった。

第77回黒船祭は、観光庁、静岡県の後援を受け、米国大使館海軍武官やニューポート市長、ロードアイランド日米協会会長、ニューポート市からの訪問団13人、沼田小学校のマーチングバンドや沼田踊りなどの参加を得て、5月20日金曜日から5月22日日曜日まで開催された。

②フランス豪華客船ル・ソレアル号、1万944トン、全長142メートル、定員264人が4月4日、下田港に初入港した。これを機会に下田港客船誘致協議会が設立され、歓迎行事が実施された。国際観光都市下田を発信することに期待するものである。

③観光まちづくり推進計画は、暮らす人も、訪れる人も快適なまち「快国」下田を掲げ、美しい里山プロジェクト、世界一の海づくりプロジェクト、30カラースプロジェクト、美味しいまちづくりプロジェクトが進められている。

世界一の海づくりプロジェクトでは、下田市自然体験活動推進協議会において、ワークショップ、伊豆下田ブルーオーシャン・ムービーコンテストが開催された。「いいら！し〜も

ん遊BOOK!」の改訂や体験型メニューの情報発信がされた。オリンピックサーフィン競技会場誘致事業として、大会誘致ポスターの増刷、陳情、JPSAのサーフィン大会に合わせ、目指せ！1本の波で100人サーフィンのイベントが実施された。今後とも、サーフィンが楽しめる海の下田を発信する。

④教育旅行の受け入れは、須崎、田牛、白浜、外浦の各地区民宿に28校、4,492人であった（平成27年度は28校、4,927人）。継続できるよう推進が望まれる。

⑤自然体験や観光イベント等だけではなく、四季型観光地づくりは、下田市民との触れ合い、歴史と触れ合うことのできる取り組みが望まれる。

⑥観光イベント等を支援する補助金等交付額は9,160万1,090円、前年度比1,102万3,616円、13.6%の増で、下田市観光協会関連補助金3,497万2,090円、黒船祭補助金1,700万円、美しい伊豆創造センター関連負担金1,310万1,000円、下田市夏期海岸対策協議会補助金1,100万円が主要なものである。

建設課。

①道路維持事業として、市道702路線の総合的かつ効率的な管理による道路利用者の交通安全、円滑化を図ることを目的とし、幹線市道・生活道路の舗装修繕、側溝・のり面整備のため、市道伊勢町脇ノ田線ほか39件の維持補修工事を5,232万7,080円で施工した。

また、津波避難路及び遊歩道の整備にあわせ、春日山ノ一通線避難路整備工事を323万4,600円で実施した。トンネルや橋の定期点検義務化に伴い、田牛第三、第四、道隈トンネルの定期点検及び51橋の橋梁定期点検を実施した。

道路などの社会資本の維持管理は市民生活を支えるものであり、今後も適切な維持管理に努められたい。

②橋梁維持事業として、寝姿橋耐震補強工事上部工を3,574万4,760円で施工した。宮渡戸橋架けかえに伴う市道箕作椎原線（宮渡戸橋）測量設計業務（繰り越し分）1,055万7,640円、ゆのもと橋耐震補強工事实施設計業務896万4,000円を実施した。

③敷根公園の維持管理として、敷根公園屋内温水プールの冷温水発生機改修工事（繰り越し分）684万円、公園グラウンド改修工事249万4,800円、公園トイレ改修工事98万8,000円を実施した。施設の維持管理については計画的かつ有効な対策を望むものである。

④急傾斜対策事業として、吉佐美多々戸、河内松尾、広岡理源山において急傾斜地崩壊対策事業が施工された。市内には数多くの危険区域があり、その対策は急務である。市民の安心・安全を図るため、積極的に急傾斜地崩壊対策事業を周知し、同事業の促進を望むもので

ある。

なお、急傾斜地崩壊対策事業にかかわる受益者寄附金343万8,649円の収入未済額は大きく、今後の事業の促進を阻む要因ともなりかねないもので、対応策を検討されたい。

学校教育課。

①教育委員会は中学校再編について、4中学校を1校とし、新中学校候補地を現下田中学校とすることが望ましいとする考えを示した。今後、下田市立学校等再編整備審議会、市の政策会議を経て決定されることになり、通学路の安全確保、通学費の全額補助などが望まれる。

②下田小学校屋内運動場天井改修工事1,578万2,040円、稲梓中学校屋内運動場の天井改修工事1,242万円など、6小中学校の屋内運動場天井工事で5,769万2,520円の工事を実施した。(平成27年度繰越明許分も含む。)

③下田市立学校施設を適正に維持管理するため、下田市学校施設整備基金が新設され、1億5,000万円を積み立てた。

生涯学習課。

①図書館は老朽化が進んでいるが、建てかえの計画が進まなかった。下田市の文化の拠点がこの状態では下田市の文化レベルが問われる。

図書の購入費219万9,993円、電気設備改修工事277万200円、O A化推進事業382万4,521円など、図書館運営事業は合計2,178万7,075円であった。

②市民文化会館の利用件数は1,757件、利用者数は9万2,496人であった。修繕料1,349万6,760円、維持管理委託料7,043万円などで市民文化会館事業は合計8,400万466円であった。

監査委員事務局。

①監査委員事務にかかわる支出額は1,774万6,872円で、その主なものは委員及び職員人件費のほか会議、研修会等への参加に関する諸費用となっている。

出納室。

①収納窓口業務手数料は本年度分で108万円となった。

平成28年7月1日に、指定金融機関が静岡中央銀行から三島信用金庫に変更となり、債務分27万円が前指定金融機関の静岡中央銀行、新規分81万円が三島信用金庫の手数料となっている。

②県証紙売り払いにかかわる手数料交付額は19万8,816円となった。

議会事務局。

①議会費の支出額は1億1,167万7,055円で、その主なものは議員13人分、職員4人分の人件費となっている。

○議長（竹内清二君） 報告者にお諮りいたします。

報告の途中ですが、ここで休憩してよろしいでしょうか。

○決算審査特別委員長（橋本智洋君） お願いします。

○議長（竹内清二君） では、ここで10分間休憩いたします。

午前11時 4分休憩

午前11時14分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き決算審査特別委員長からの説明を求めます。

〔決算審査特別委員長 橋本智洋君登壇〕

○決算審査特別委員長（橋本智洋君） 引き続き、2. 特別会計等決算について。

（1）稲梓財産区特別会計決算について。

①稲梓財産区特別会計の決算は、歳入202万6,832円、歳出44万8,037円であった。歳入の主なものは、財産貸付収入56万6,748円、繰越金136万84円である。歳出の主なものは、管理会費33万9,911円、総務費6万1,103円である。平成28年度の基金残高は1,736万2,241円である。

（2）下田駅前広場整備事業特別会計決算について。

①下田駅前広場バス待合所テント柱脚修繕ほか3件73万4,617円の修繕を実施した。

②平成28年度末の下田駅前広場整備事業基金の残高は3,150万円となった。観光立市下田の玄関口である駅前広場の適正な管理、運営に基金の有効活用を望むものである。

（3）公共用地取得特別会計決算について。

①歳入決算額316万8,335円は、下田駅前旧バスターミナル用地（西本郷一丁目1-2）1,651.28平米及び下田公園隣接地（三丁目708番1ほか）2,417.84平米を一般社団法人下田市観光協会、東京電力株式会社伊豆支社ほか4社に貸し付けた財産収入である。

②土地開発基金の平成28年度末の現金残高は2億6,338万5,568円であり、公共用地取得特別会計貸付金1億9,400万円と合わせて4億5,738万5,568円となっている。

③下田駅前旧バスターミナル用地については取得後10年以上経過している。伊豆縦貫自動車道建設事業の進捗状況も見ながら、有効な利活用計画をつくることが求められている。

(4) 国民健康保険事業特別会計決算について。

①少子高齢化が進む中、被保険者の年齢構成は65歳以上の割合がさらに増加し、平成28年度においては、医療給付費はやや減少したものの、財政運営の基盤となる被保険者数は減少が続いており厳しい財政状況にある。平成28年度は歳入決算額41億9,484万2,368円、歳出決算額38億1,469万7,427円であった。

②療養給付費は対前年比96.7%となっており、1人あたりの医療費では、平成27年度32万929円が平成28年度は32万8,229円であった。

(5) 介護保険特別会計決算について。

①平成28年度の歳入決算額は25億4,712万1,194円、歳出決算額は24億1,943万5,121円であった。介護保険給付に関する事業のほかに介護保険制度の円滑な運営を目指し介護予防事業と包括的支援事業、任意事業を実施した。

②介護保険要介護認定等事務において、委員18人により、申請件数1,201件に対し48回の介護認定審査会を開催した。

③介護予防事業として、活動的な状態にあると認められる高齢者に対し、元気な85歳を目標に運動器を主とした各種の介護予防教室や認知症予防教室を開催した。

④地域支援事業として、地域包括支援センターにおいて1,044件の総合相談業務を実施し、見守り、支援、問題解決に努めた。また、高齢者の人権を守るため、及び財産管理の観点から成年後見制度への結びつけ支援を行なった。

⑤寝たきり高齢者に対し、紙おむつ購入の助成、家族介護支援、認知症、高齢者見守り等の任意事業を実施した。

⑥65歳に到達した市民に、在宅医療介護の連携及び看取り並びに介護予防、認知症予防等についての啓発ツールとして65歳ノートを258人に配布し、講座を10回実施した。

(6) 後期高齢者医療特別会計決算について。

①平成28年度の歳入決算額は3億2,696万7,902円、歳出決算額は3億2,321万104円であった。

②平成29年3月31日現在の被保険者数は4,549人である。保険料の収納状況は収入済額2億3,813万4,700円で、収入未済額は507万4,100円で、前年に比べ49万9,200円減少している。収納率は97.0%であった。

(7) 集落排水事業特別会計決算について。

①集落排水事業について、田牛地区の集落排水事業は今日、93戸が利用している。平成7

年4月の供用開始から21年を経過し老朽化が進んだ施設の長寿命化対策として、排水処理施設の機能保全整備工事を1,000万円で実施した。また、経年劣化した汚泥掻寄機、管渠のマンホールふたの修繕を実施した。

(8) 下水道事業特別会計決算について。

①平成28年度中の接続戸数は135戸、接続人口は214人であり、その合計は3,148戸、7,466人となり、水洗化人口率は70.3%となった。

②処理場の施設更新工事3件、マンホールポンプの改築工事2件を1億4,071万6,000円で施工した。

③使用料は1億4,547万5,490円、業務費は1億6,972万2,571円であった。

下水道事業特別会計の健全化には使用料収入で業務費を賄う必要があり、経費節減を図るなどの対応が望まれる。

(9) 水道事業会計決算について。

①年間有収水量は344万6,656立米と、前年度比5万7,749立米の減少となった。

②給水原価は1立米当たり154円48銭、供給単価は174円73銭となり、1立米当たりの利益は20円25銭で、前年度比3円40銭の増となった。資金期末残高は2億5,660万4,975円で、純利益は7,836万1,835円であった。

③経営状況は前年に比べ好転しているが、無効水量の減少や経常経費の節減を図るとともに、水道事業会計の健全な運営に一層の努力が望まれる。

以上、報告を終わります。

○議長（竹内清二君） ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

これをもって決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

決算審査特別委員長は自席へお戻りください。お疲れさまです。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、認第1号 平成28年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第1号 平成28年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第2号 平成28年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第2号 平成28年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 平成28年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第3号 平成28年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 平成28年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第4号 平成28年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第5号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 平成28年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第6号 平成28年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第7号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 平成28年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第8号 平成28年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 平成28年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第9号 平成28年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 平成28年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第10号 平成28年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

以上で、認第1号から認第10号までの平成28年度下田市各会計歳入歳出決算認定については全部終了いたしました。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第45号 下田市過疎地域自立促進計画について、議第46号 下田市行政手続等における情報

通信の技術の利用に関する条例の制定について、議第47号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第48号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第49号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第50号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第4号）、議第51号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第52号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第53号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第54号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第55号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第56号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第57号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第58号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、以上14件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、橋本智洋君の報告を求めます。

3番 橋本智洋君。

〔産業厚生委員長 橋本智洋君登壇〕

○産業厚生委員長（橋本智洋君） 休む間もなく、またやらせていただきます。

産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称。

- 1) 議第50号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。
- 2) 議第52号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。
- 3) 議第53号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。
- 4) 議第54号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。
- 5) 議第55号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。
- 6) 議第56号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。
- 7) 議第57号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。
- 8) 議第58号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。

2. 審査の経過。

9月28日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、永井市民保健課長、鈴木環境対策課長、長谷川産業振興課長、佐々木観光交流課長、白井建設課長、鈴木上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第50号 平成29年度下田市一般会計補正予算(第4号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第52号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第53号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第54号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第55号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第56号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第57号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第58号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上、報告を終わります。

○議長（竹内清二君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

8番 鈴木 敬君。

〔総務文教委員長 鈴木 敬君登壇〕

○総務文教委員長（鈴木 敬君） おはようございます。

総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1. 議案の名称。

1) 議第45号 下田市過疎地域自立促進計画について。

2) 議第46号 下田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について。

3) 議第47号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

4) 議第48号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第49号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

6) 議第50号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。

7) 議第51号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）。

8) 議第53号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（人件費）。

9) 議第54号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）（人件費）。

10) 議第55号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（人件費）。

11) 議第57号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（人件費）。

12) 議第58号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）（人件費）。

2. 審査の経過。

9月28日、29日の2日間、大会議室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、黒田統合政策課長、井上総務課長、土屋学校教育課長、日吉税務課長、高野防災安全課長、土屋監査委員事務局長、土屋福祉事務所長、土屋生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第45号 下田市過疎地域自立促進計画について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第46号 下田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第47号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第48号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第49号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第50号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第4号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第51号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第53号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第54号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第55号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第57号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第58号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上であります。

○議長(竹内清二君) ただいまの総務文教委員長の報告に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番(沢登英信君) まず、議第45号 下田市過疎地域自立促進計画についてお尋ねをいたします。

過疎指定を受けて、この計画を早急に立てないと具体的な事業の対象にならないということで、29年度あるいは30年度に近く予想されている事業計画を網羅してこの計画は立てられていると、こういう説明をされたと思うわけであります。過疎対策費として90億円、ハードで60億、ソフトで30億程度積算していくと数字が上がってくると、こういうことでございますが、これはあくまでも国の許可を得るための計画であって実施計画ではないと思うわけですね。具体的に何をどうしていくのかという点につきましては、どのように議論がされたのかお尋ねをしたいと思うところであります。

次に、議第47号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで

ございます。

伊豆新聞やその他の報道によりますと、総務文教委員会で多数、5人の賛成があったと、そして、その賛成した審議の内容を明らかにしていただきたい。具体的にお尋ねしたい点は、市の説明不足は明らかであるがと、こう発言されているようではありますが、市の説明不足とは何なのかと、そして、市の説明不足を見過ごしていいような説明不足であったのか。そうだとすれば、全く議員としてのチェック機能を委員会が果たしていないと、こういうことに私はなるのではないかと、こう思うわけであります。5人のそれぞれの発言者の賛成の理由、そして、全て、100%ではなく、チェックすべき点もあるよと、こういう意見も出たかと思うんですが、そこら辺を詳しくご紹介をいただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 委員長、お願いします。

〔総務文教委員長 鈴木 敬君登壇〕

○総務文教委員長（鈴木 敬君） お答えいたします。

まず、過疎自立促進計画についてなんですが、具体的な事業例がないというふうにおっしゃいましたが、補正予算において、過疎地域促進事業において2億540万ですか、もう一つほうの特別事業債について、これはソフトの面が中心ですが、それで約3,500万円、トータルで2億4,000万近くの金額が補正予算のほうに上程されております。そこに具体的な事業例も出されております。

そして、また、当局のほうの説明なんですが、過疎地域自立促進計画というものを作成しないと国のほうに事業が認められない、つまり予算がつかない。とりあえず2億4,000万近くを申請しておりますが、10月以降にこの促進計画が下田市において作成されたならば、それをもとにさらなる過疎債の適用の申請を国のほうにもしていくというふうな当局からの説明がありました。そこにおいて、また具体的にこのような事業にこれこれの予算をつけるというふうなことが具体的にあるというふうに思っております。

位置の問題に関してなんですが、委員会の質疑において最終的に賛成5、反対というか継続にしてほしいというふうなのが1名というふうな採決の結果になりました。そこで、一番問題になったのは、ただいま沢登議員のおっしゃったように説明不足というのが、市はしっかりと説明したのかというふうなことであります。

説明不足の具体的な内容としては、要するに市民に対する住民説明会、それが大ホールで2回やったと、あとはほとんどなされていないと、そのほかには広報だとかホームページだとかで説明していると、あとパブリックコメントを求めていますというふうなことで、市と

しては説明はしてますよというふうなことでしたが、その説明が足りないという議員の発言というのは、要するに、前回の敷根民有地のときには、市政懇話会等々も含めて40回近くの住民説明会というのをやってきたんだと、それについてどうなのかというふうなことと、当初、市のほうはもう6月にもこの条例を提案したいというふうな意向があったけれども、それは早過ぎるんじゃないかというふうな経緯の中で、9月のこの議会に位置条例が出てきたんですが、じゃ、6月から9月の間に市は何をやったのかというふうなそういうふうな意見もありました。

そういうふうな意見は、というか説明不足だということは大方の総務文教委員会の委員もそれぞれ、多かれ少なかれは感じているところだと思います。にもかかわらずなぜ通ったのかというようなことであれば、それは今の時期にやっぱり位置条例を成立させなければいけないんじゃないかというふうなことであると思います。

まず、いろんな意見が出ましたが、位置そのものに対する、この位置じゃ絶対だめだよというふうな意見はほとんどありませんでした。説明が不足であるとか手続が若干足りないんじゃないか、特に接続道路をどうするのだ、開発行為として3,000平方メートル以上の土地を開発するのに、その必要な手続というのはどうなっているんだというふうなことがいろいろ出ましたが、それでこの場所がだめだという意見はほとんど出ませんでした。

また、それぞれの委員が感じていることは、市民の中からあの辺の場所は絶対だめだというふうな声というのは余り出てこなかった。それはそれぞれ市民の中にいろんな意見はありますが、前回の敷根民有地のときには、あそこじゃ絶対だめだというふうな市民のそういうふうな第一感というんですか、それも含めた反対というのはかなり根強くて、それが署名運動という形で、市民運動という形で出てきましたが、今回はそういうふうな動きがほとんどなかった。委員としては、議員はそれぞれそういうふうな市民の動きというものを、大体市民というのは、もうここら辺が決着の場所なのかなというふうなことを大方考えていたというふうなことであると私は思っております。

そのような経緯の中で、当然、一つ一つやっていくと不足の部分もあるかもしれませんが、トータルとして、今の時期にこれを決めて、しっかりと緊急防災・減災事業者の適用も含めて、そしてまた、基本設計、実施設計の作成、それからの工事、それで一応、平成32年までにはどうしてもつくり、それで33年にはもう開庁したいというふうなそういうふうなタイムスケジュール等々から来て、今の時期に少なくとも位置条例を成立させることが絶対必要であるというふうに総務文教委員会の大方の議員がそういうふうに思って、このような総務文

教委員会の採決となりました。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登秀信君。

○13番（沢登英信君） 過疎地域の自立支援計画についてであります。補正予算に2億4,000万の事業が計上されているんだと、それは承知しておりますが、基本的なこの姿勢として、有利なこの過疎債に切りかえて利息等を軽減をしていこうと、こういうことがこの切りかえたとりあえずの内容の主な理由じゃないかと思うわけです。

本来の意味での過疎の地域を脱却していくと、人口を増やして経済を活性化していくというこういう施策をしろというのがこの計画の、国が言っている本旨だろうと思うんです、状況が。そうしますと、ここだけにとどまらず、とりあえず計画は出していないと対象になりませんから現時点のこの計画は当然認めるというか、認めなければならないものだと思いますが、これを具体化していく段階では、現実的に過疎の町をどうして脱却していくんだと、こういうところの展望がないことには、やはりまずいんじゃないかと思うんですが、そこら辺の議論と当局のほうの構えというんでしょうか、そういうものはどうであったかというのを確認をしたいという、こういう観点からの質問であります。

それから、庁舎の位置の条例であります。市民からのそれを覆すような運動や意見がなかったと、そうであれば、鈴木委員長やその人たちは、市民のどなたにどういう意見をお聞きになったのかと。私が聞く限りでは、商工団体の責任者の方々も街の商店の方々も、あんな遠くのほうへ持っていかれちゃ困りますよと、検討し直してくださいよと、こういう意見が多数ですよ。それは反対運動として運動は起きてこなかったと、しかし、それなら議員として5人の方々がどこにどういう形で市民の意見をお聞きになって集約したのか。具体的には、鈴木議員はもういっしょに対応したのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 委員長。

〔総務文教委員長 鈴木 敬君登壇〕

○総務文教委員長（鈴木 敬君） まず、過疎自立促進計画についてですが、私も本会議での議案質疑において、補助金だけに頼るんじゃなくして民間事業、民間がどういうふうにするのか具体的な施策として、過疎脱却じゃなくて下田市経済を再生させていく、そのような動きをどうやってつくっていくのかというふうなことを市のほうにもお尋ねしたことがあります。ですから、そこら辺のことに関しては全くご異議がございません、沢登さんの意見に対しても。ただ、それがなければこの事業がだめなのかというふうなことにはなりません。それは

議員としてどんどん市のほうに要求し、また、それができるような環境をつくっていくというふうなことであると思います。とりあえず今は、過疎債の適用される事業を網羅して、そして、国に申請し補助金をもらうというふうなことでもあります。

具体的な例としてはやっぱり、ほのぼの資金だとかの繰り入れだとかというふうなのが過疎債の適用によって市からの出しが少なくなるというような具体的例もありますし、そこら辺のところでもとりあえず下田市の抱えているいろいろな問題を、とりあえず過疎債でできるものは解決していこうというようなところで、その上に立って、じゃ、過疎債だけではなくして、具体的にこの過疎の状況をどうやって脱出していくのかということ、市のほうも考えるでありましょうし、議員としても考えていくことだというふうに思っております。

説明不足で住民の意見をどれだけ聞いたのかというふうなことですが、それは具体的に私のほうにああこうだ、あれじゃだめだというふうな意見はそんなには入ってこなかったというふうなことでもあります。

商店会関係の、経済関係の、特に旧町の中心の人たちは、当然、遠くになったらその影響というのを心配するのはと思います。ただ、市全体で見たときに、例えば稲梓だとか白浜だとか朝日地区でとかいろんな人たち、あるいは、直接まちなかで経済活動をしている人たちじゃなくして、いろんなところで、各地でいろいろな経済活動もしてきた人たち、トータルにしたらやはり大多数はこの場所でやむを得ないと思っているんじゃないかというふうに私は感じました。

ですから、下田市の大多数の方は、それは一部の人たち、商店会の人たち等々は、それなりに必死になってあそこじゃだめだというふうなこともあったと思いますが、そういう動きもあったと思いますが、それが商店会の一つの活動というか、そういう今の位置条例を引っ繰り返してどこほかにという運動にまではつなげていかなかったというふうなことでもあります。

そういうふうなトータルに見たときに、私としては、一議員として、今のこの位置条例、河内に、蓮台寺駅前に庁舎を持っていくという案に対して、私は反対する理由はないというふうに思っています。感じました。したがって、そのような反対運動等々に関しては、私は一切しておりません。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） 過疎自立支援の計画については、見解は鈴木敬議員と同じ見解を持っていて、その議論をぜひ進めていただきたいがために質問をしたわけですので、

賛成をしてみたいと思うわけであります。

47号のこの位置の条例につきましては、やはりこれを河内に持っていくことによって経済に及ぼす影響、環境に及ぼす影響、それぞれの影響について考えるべきだということを一般質問の中で指摘された議員もいると思うわけです。実態的に、この旧町等から200人近い職員が、この地域から河内に移ってしまう、従業員といますか、市の職員だけ考えても。そういうことが言えるような内容を含んでいるわけです。ですから、それは説明不足があったら再度時間をとってきっちり説明をしていただくという姿勢をとるのが、議会のチェック機関であり議員の私はチェック機能を果たすということになるんだと思うんです。

ですから、そういう影響についても総務文教委員会としてチェックをされたのかどうか、どういう意見が出されたのか、あるいは全くそういうところはチェックなしで、場所的にはよかろうと、こういう決断をされたのか、重ねてお尋ねしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 委員長。

〔総務文教委員長 鈴木 敬君登壇〕

○総務文教委員長（鈴木 敬君） 庁舎が現在地から河内地区に移ることによる経済的な変動、どういうふうになっていくのかというふうなことに、そこを中心に議論がなされたということは、委員会においてはありません。ただ、その庁舎も跡地利用の問題をどうするかということと、もう一つ、じゃ、移った先の周辺がどうなっていくのかということに関しては、本会議においても出しましたが、要するに、稲生沢中学校が統廃合によって廃校になり、その跡地があると、それが移ろうとしている新庁舎候補地に隣接していると、そうすればその跡地も一体的に使えるんじゃないかと、より効果的な市の機能というのがなされていく可能性もあるし、あるいはまた、市以外の公共施設が来るという可能性もある、そこら辺のところでは新たな稲生沢の新庁舎の位置を新たにそこにより発展させていく方向性が出てくるんじゃないか、一体的に使えるというのは物すごく大きなメリットではないかと、そこら辺のところから、国道との接続等々もいろんな道が出てくるだろうというふうな意見はあります。

そして、また、現在場所、ここをどうするのかという問題に関しては、具体的にどうしようかというふうな意見は出ておりません。それぞれみんな議員も、ここをどうするんだということはみんな思っていますが、今回の審議の過程においては、それが具体的に議論の対象になったということはありません。しかし、みんなそれぞれ思っています。ここを更地にして駐車場だけにしていいものなのかどうかということ、みんなそれぞれ思っています。

じゃ、どうするのかということ、市が直接ここに投資してやるのか、それとも民間資本を入れてここを民間主体に開発してもらうのか、いろんな方策があると思いますが、それはもう本当に、現在、庁内検討委員会が庁内にもあると言いますが、早急にやってもらって、市民に具体的にこういうふうなことがいいですかということ、を提示してもらいたいという思いはみんなあります。でも今回の庁舎の問題に関し、それがああだこうだ、いいだ悪いだという直接的な議論の対象にはなっておりません。

また、市全体の活用ということになってきますと、庁舎の問題だけじゃなくして、ほかにいろいろなあります、場所としても。僕なんか今一番思っているのは、旧ドック跡地をどのように活用して、それとまた、水門とか等々の中で、市全体の回遊ルートをどうつくっていくのか、一次産業、二次産業の集積場所を、加工場所をどうやってつくっていくのか、そこにどうやって人を集めていくのか等々のことも物すごく大切な事業だと思っていますし、いろんなのがあると思います。それぞれみんな、議員それぞれが考えていることだと思います。

そういうふうなところをどんどん出して行って、トータルとしてやっていくことが必要であると思います。ここだけに、この場所の活用だけにこだわってやっていったらなかなか次に行けないというふうな思いはすごくあります。

以上です。

○議長（竹内清二君） 質疑の途中ですが、ここで1時10分まで休憩いたします。

午後 0時 7分休憩

午後 1時10分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き総務文教委員長の報告に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） すみません。委員長の説明の補足説明をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（竹内清二君） どうぞ。

○9番（伊藤英雄君） 沢登議員の質問の中で、委員会においてどのような質疑がなされたかというような質問があつて委員長も答弁していただいたんですが、賛成意見を幾つか紹介したいと思うんですが、やはり一つは、現在が非常に危険な状態にあると。この建物は浸水地域にあり、耐震性も全くないと、今日明日、地震津波が来れば、ほとんどこの建物は倒壊す

るだろうし、職員の命もまた非常に危険な状態にあるよと、そして、職員がいなくなれば、一体その後、誰が防災や避難をした人たち、そういった人たちを救えるのは誰なんだと、国や県と連携をとってやっていく、そういったこともできなくなってしまう。非常に現在が危機的な状況の中にあるんじゃないか。そういう中で、やはり一日も早く新庁舎の建設はしなきゃならないだろうと、いたずらに先へ延ばすことは防災、職員の命、それから市民の命、震災後の復旧、これらが全部できなくなってしまう、あるいは大幅に遅れるんじゃないか、こういう危機意識があるということです。

それともう一つはやはり緊急防災・減災事業債、これが使えなくなってしまうんじゃないか。本来16億円という国からもらえる金ももらえなくなってしまう。それを全部、市費でやるということになれば、本来、負担しなくてもいいお金を市民が負担するようになってしまう。こういった観点から、やむを得ず賛成するという意見が出たわけであります。

また、今まで石井市長から楠山市長、8年間にわたってこの新庁舎問題は、時には市を二分するような形で争いが続けられてきたわけであります。こうした状況にもう終止符を打たなきゃいけない。市民も行政もやるべきことは山積みされているわけであります。もう本当に解決を望む市民の声が多数であろうと思います。

質問者は、商工会か商工会議所が反対しているんだというような意見で、誰が一体賛成してるんだというようなことをおっしゃっていましたが、私の知る限り、商工会も商工会議所も観光協会も組織として反対は述べておりません。個人では賛成の方、反対の方、多くの方がおられるとは思いますが、組織としての決定がない以上、そこが反対だというのは沢登議員の独断でしかないと言わざるを得ないわけであります。

それから、多くの市民の声は、市役所については安全なところに建ててほしいと、これはアンケートや何かでもはっきり出てるわけです。やっぱり防災の観点から庁舎の位置は決めてほしいという、これはもうデータとして出ている市民の声であります。

そして、説明が少ないという意見も出ました。しかし、説明が少ないというよりは、正確に言うと、説明の回数が少ないんです。そして、説明の回数にこれだけやればいいのかという回数はないです。10回やればいいのか、20回やればいいのか、30回やればいいのか、つまり何回やればいいのかというものはないんです。それは現実に市民、そして説明会の目的は、市民に理解をして賛成していただくことなんです。ですから、前回のように反対の声が大きくなれば、それは理解して賛成してもらうために回数を増やさざるを得ないわけです。で、反対の声がほとんどなければ、市民の理解が進み、賛成してくれているのであれば、説明は足り

ているということなんです。ただ、前回のように大きな反対運動があつて、反対の市民の声が強いときと、そうした反対の声が、全くないとは言いません。しかし、小さな場合とは回数はおのずから違ってくるものであります。いたずらに説明が足りるだ足りないだという話ではない。問題は市民に理解していただけるのか、賛成していただけるのか、こういうことでもあります。

総務文教委員会では、こういった声が、意見が出て、最終的には、今決めざる得ないだろうと、これ以上延ばすことは、緊急防災・減災事業債の観点、あるいは現在、非常に危険な建物で、それこそある意味では命をかけながら働いている二百何人の職員がいる、そして災害の後、支援を行う職員そのものがいなくなり、最終的には市民が多大な迷惑をこうむる、こういう状況は一日も早く解決しなければならない、こういう声が多数に出て、総務文教委員会は可決としたものであります。（拍手）

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認め、これをもって総文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでございました。

以上で委員長報告の質疑を終わります。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第45号 下田市過疎地域自立促進計画についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第45号 下田市過疎地域自立促進計画については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第46号 下田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定に

ついてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第46号 下田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第47号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番 進士為雄君。

〔1番 進士為雄君登壇〕

○1番（進士為雄君） 反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、位置条例のことですけれども、一番行政に大事な説明責任が不十分ということです。さすがに何回という話ではないと思います。たかだか2回で、100人足らずと50人と、これで説明が十分されたかという私はされてないと思います。しかも、海岸線白浜から朝日に向かっての住んでいる方の人口が相当多数ある中で、その辺の地域において十分な説明をしないとまずいんじゃないかというふうに思います。

内容的には、例えば中学校の1校化が決まっているのにもかかわらず、跡地を利用するとは言ってますけれども、じゃ、どこまで利用するのか、例えば全体を利用するのか一部を利用するか、そういうことも示されてはおりません。ですから、そういうことも含めてちょっと位置を決めるという判断がつかないと。特に、国道からの進入路については、当然、交通の関係では公安委員会との事前協議をしなきゃいけないと、入り口についてどういう公安委員会のほうに考え方が持つのか、それを一度もやってないということであれば、要するに位置を決める、要するに賛成反対と言う以前の問題です。そういう面からもちょっとおかしいかなと。

それと、交通弱者に対する配慮、これが不透明です。言われて、巡回バスを出すとか言ってますけれども、今までそれがほとんど検討されてこなかったように考えます。それをどのように履行するかということは、相当不安があります。

それと同時に、行政として民間開発行為に対して行政はいろいろな指導をしていく立場にあるわけです。そういう立場のものが、先ほど述べたようなものがほとんどそれに示されていないもので位置を決めるとするのは、余りにも行政として甘いんじゃないかと。要するに自分には甘くて、民間開発には厳しいことを言う、それであってはいけないというふうに思います。

そういう、挙げればほかにもきりがありませんけれども、要するに、まだまだ要するに位置についての内容がきちんと示されてないと。そういうものが解決した上で位置条例を出すべきだろうと。そもそもそこのところについて、そういう形のところからついて、私は今回は反対の立場をとらせていただきます。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

12番 森 温繁君。

〔12番 森 温繁君登壇〕

○12番（森 温繁君） 賛成意見を述べさせていただきます。

この47号の位置条例の基本的な考え、立地条件といいますか、判断基準といたしまして、私は3つ4つの意見を持っております。

まずは、大きな問題として安全性、それから建設費、そして利便性、なお、町に対する景気対策どうなるのか、この4点を中心に考えております。

まず、安全性にかけましては、今度の場合には、位置は崖とか背後に大きなあれもありませんし平地であるという点、そして、浸水地域外に位置するというその2点がございます。

そして、建設費に関しましては、何回も先ほどから意見も出ましたけれども、緊防債を使えるということです。市の負担が少なくなって価格が安くできるんであろうと。

そして、利便性ですが、国道414の脇にあるので非常に交通の便がいい、バスの停留所もございます。そして、伊豆急駅から近くであると。車利用者に対して、私たちは浜崎だもんですから、ここへ来るのとあれとはさほど、駐車場を探している間に、今度の場合には駐車場の大きな広いのもできますので何ら変わりないと、そんなふう感じております。弱者に対する対策としては巡回バスを考えると述べておりますので、その辺も解決できるんじゃないかと、そんなふう考えております。また、大きなこととなりますが、今後、開通が予

想される伊豆従循環自動車道の蓮台寺インターの付近であるというのも好条件であります。

このように、立地条件を満たしている点を考えると、今度の位置は、緊防債を使える最後のチャンス、これを延ばすと一生、一生と言ったら大げさになるかもしれんけれども、なかなか建たない、壊れるまで建てられないんじゃないかと、そんなふうに感じております。

それから、大変皆さんも気になっていると思いますけれども、旧町内の本郷地域のようにシャッター通りや空き家が大変増えておるのです。このときの景気対策はどうするのか、このまちづくりに大変気をもめているところでございます。これには2019年にJR6社と県、市町、民間業者によりディスティネーションというんですか、あのキャンペーン、DCとよく言われている、そういうものを控えているのと、それから2020年東京オリンピック・パラリンピックを控えている今日、今この解決して、これにかかるのが妥当だと思っております。

庁舎の位置を早く決め、今日進めている、今、下田市が進めている世界一の海づくり、それから里山づくりになお一層力を入れ、具体的には、眠っているといいますが、寝姿山等の開発や観光資源、それから、広域的ではあるが、賀茂全体で考えなければならない石廊崎の再開発の問題もそうだと思います。に力を入れて来遊客の増加をなお一層図るべきだと思います。来遊客が増えることによって、いろいろな店ができる可能性を秘めているわけです。若い者がひょっとしたらカフェの店をやるとか、料理の店、それから飲食の店、増えてくる、用地はあるわけです。過去のできた高速道路の周りを見ますと、インターの付近は大変栄えてきております。これはまちの中の人間の努力が一番必要だと思いますが、庁舎の位置によっても違ってくると思います。

この特急、伊豆急もいい電車をつくっております。特急がとまる伊豆急の駅から町の中へも2キロぐらいだと、城山公園まで、それから、高馬の今度の位置までは2キロ以内の範囲だと。要するに開発する、イノベーションする、再開発する用地を非常に含んでいるわけでございます。そういう点を考えますと、この2キロ以内にある河内地区の庁舎の位置は適地であると判断して賛成するものでございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はございませんでしょうか。

7番 大川敏雄君。

〔7番 大川敏雄君登壇〕

○7番（大川敏雄君） 私は議第47号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。（拍手）

実は平成23年3月11日、東日本大震災発生前は、老朽化した、老朽化が著しい現庁舎を現地に建てかえていく方針は、多くの市民の理解が得られたんだろうと思います。しかし、震災以降は、庁舎の建設は津波による被害を受けない津波浸水地域以外に候補地を決定していくことが必要、かつ重要な条件と相なりました。なおかつ、全ての市民にとって便利な位置で敷地面積も相当広い場所を探さなければならない状況となったわけであります。

一口で言って、この条件をクリアできる場所探しは、下田市の地形を考えてみますと大変難しい課題だと私は思います。現に、石井元市長、楠山前市長とも適切な候補地を決定する努力はされましたけれども、残念ながら結果として市民合意を得ることができませんでした。私はこの9月市議会定例会に提案されました、下田市役所の位置を現位置から稲生沢中学校の北側隣接地、下田市河内46番地の位置に、この面積は坪数で約1,370坪ばかりあるわけですが、することに、次の理由をもって賛成をするものであります。

まず、第1の理由は、平成25年6月27日公表されました静岡県第四次被害想定南海トラフ大震災のような最大クラスの地震による津波、いわゆるレベル2におきましても津波浸水地域外となっていることであります。

第2の理由としては、土砂災害対策についてもこの場所は土砂災害警戒区域外であるということであります。

第3の理由といたしましては、昭和56年の新耐震基準導入前に建設された、老朽化し耐震化が未実施の本庁舎の建設事業は、平成32年まで緊急防災・減災事業の期間に合わせ、地方債の充当率が高く、なおかつ交付税の措置率が高い緊急防災・減災事業債が活用できることでもあります。

第4の理由としましては、地方自治法第4条2項には、地方公共団体は庁舎の位置を変更するに当たって、住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならないと記述されております。実は、この規定は市町村の廃置分合等が進められました昭和27年当時の時代背景に基づき追加されたものと聞き及んでいるわけであります。今ある官公署を同一場所に集中して設けることにこだわらなくてもよく、将来のまちの発展形態を考慮いたしまして、住民の利便に適合するように配慮して省庁舎の位置を定めることが必要であるというそういう見解なのであります。

この観点から、提示されている位置は、市内各地域からのアクセスは国道414号線沿いであり、なおかつ伊豆急蓮台寺駅も近く、また、東海バス等との公共交通の運行がされているよい場所と私は思うわけであります。加えて、将来的には伊豆縦貫自動車道のこのインター

チェンジの周辺に位置しております、地方自治法4条2項の指示に私は適合していると、
こういう判断をするものであります。

第5には、新庁舎整備事業と並行して進められている中学校の再編整備事業における統廃
合の後の中学校の跡地活用については、本年の6月20日に設置された下田市公有財産有効活
用検討委員会において、今後、精力的に検討がされていくものと思います。現稲生沢中学校
の敷地、約4,000坪の敷地と施設の活用は、魅力あるまちづくりに重要な拠点になり得ると、
こう確信しているものであります。

第6には、本定例会の私の一般質問をとおして、国道414号からの出入り口、新庁舎の顔
となる間口を、所有者のご理解をいただいた上、広くしていくことに全力を尽くすとの市長
の答弁があり、私はそれを信じるものであります。

よって、今の理由を挙げまして、私は本条例に賛成するものであります。

以上です。（拍手）

○議長（竹内清二君） ほかに討論はございませんでしょうか。

2番 進士濱美君。

〔2番 進士濱美君登壇〕

○2番（進士濱美君） 新庁舎の位置条例の変更につきまして、私は結果といたしまして反対
の立場から少し説明させていただきます。

議員、そして議会として適切な判断を下すためには十分な項目、情報が十分に明らかにな
っていない現時点、私はそう思っておりますが、での判断をすることは、一議員としては少
し、いささか疑問を感じます。

重要な政策決定には段階を踏まえた過程を省いてはならないと、公正な過程を経るため
にはどうしても手間と時間は省けない、こういうことこそが俗に言う民主主義の過程であると、
コストであるという言い方をされるわけなんです、住民主体の政治行政の色合いをより強
く、これから育成していただくためにも、あえてここでは少し踏ん張っていただきたいと、
そういう思いではあります。

ちょうど2年前でございますが、前の何名かの議員からも出ておりましたが、敷根民有
地の反対に際しましては、9月定例会に位置変更の条例が今日と全く同じスケジュールで出
ました。当時は、しかしながら結果的に敷根民有地の位置条例計画はストップしたわけなん
ですが、このときにおきましては、場所、それから庁舎の機能、それから規模、建設費用等、
ほぼ私たち議員、そして一般の方にも、何となくそういう格好になるのかなという前提の情

報の中で判断を下しました。当然、議会ではそれを、私、反対の立場から発言させていただいたんですが、それについて多くの住民の反対署名も加えられました。しかしながら今回は、言うならば全体像が非常に、まずは見えにくいと感じております。

現庁舎の不安、危険につきましては、私も重々承知しておりますし、一刻も早い移転というのはやぶさかじゃございません。当然皆さんもそう思ってると思いますが、しかし、そうした危機を勘案した上でも、やはりその辺を省いた、必要な情報を省いた中での判断をするわけには私、議員としてできません。

新庁舎の審議会、これが10月の中旬ごろには正式に答申が出ると聞いております。それから、今月から、10月から恒例の地区懇談会、市長と語る会、これが催されると思います。そうしたものを通じて、全協でも幾つか出た質問、疑義、私も何でSづくり、鉄骨づくりではだめなのかという質問をさせていただきましたが、今日までその回答は得られておりません。恐らくその辺は十分に執行部は考慮しながらやっていくものと信じておりますが、しかしながら、これははっきりと示していただいた上で、私も、まあそれでぜひお願いしたいという思いでおります。これらの質問をこれから秋にかけて、もう少し丁寧な住民との接点を設けて説明していかれることを要望いたします。

また、これらをクリアする前に、議員の責務としましても、やはりこれを言わざるを得ません。よって、今条例案には反対といたしますが、中身につきましては、十分に慎重にしてみよう一度お願いできないかなという心中はございます。

以上をもちまして私の反対討論といたします。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はございませんでしょうか。

6番 小泉孝敬君。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 私はこの庁舎の位置条例に対しまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

先ほどから位置について多くの議員の方から、これはもう既に前の楠山市長、それから石井市長のときも、今現に福井市長、一般のこの庁舎を一つの絵に例えれば、福井市長が今の父親ですよ。おじいさんは楠山市長、ひいおじいさんが石井市長、言葉は悪いですが、ということは、かなり前からいろんな意見を相当出しているはずなんです。もう既に先ほど伊藤議員が言われた、すぐ建てなくちゃいけない。これはもう既に4年も前から我々も一般質問で、我々の仲間も言っていました。とにかく緊防債を使い、すぐにでも建てないと今この議場

も危ないよと、私は議会の一般質問の中で何回も言いました。真っ先に壊れるのが、下田市の中で地震が来たら一番最初に壊れるのがこの市役所だよと。その中で我々、今、議会もやっていますし、下で職員も働いている。これはまさに危険の中で働いているということは、もう十分皆さんもご承知だと思います。その上で、早く、とにかく緊防債を使って建てるということは前回も合意した内容だと思います。

今回、委員会の中でも、位置に関しては何ら問題はないというような意見がほとんどだったと聞きます。まさしく私もそうではないかなということを考えていましたけれども、あとは方法論、ちょっと話が長くなっていますが、市長の説明責任その他、確かに回数その他でいけば、前回と比べれば非常に少ないなというような感じはしますが、ただ、過去の数年間、7年前からいろんな議論は尽くされていると思うんです。この限られた地形の中でよりよいものを見出そうと思って前回、前の市長もその前の市長も努力はされた。その中で今があると思います。

とにかく私たちの周りでは、一般の市民の方は、特に反対というほうは出ておりません。沢登議員が言われましたように、じゃ、誰なんだと、そんな具体的なことは逐一、それは個々の議員が地元を回ったり、いろんなところでいろんな人と会話をすればいいことであって、それを一々報告する必要はありませんし、それは自分の、個々の議員の行動力でやられたほうがいいと思います。とにかく私の周りにはそういった反対の人は、今の現時点ではおりません。しかるに、自分の信条としても、とにかく一日でも早く緊防債を使って新庁舎をつくるべきだと、そういったような観点から今回の位置条例には賛成するものであります。

以上です。（拍手）

○議長（竹内清二君） ほかに討論はございませんでしょうか。

3番 橋本智洋君。

〔3番 橋本智洋君登壇〕

○3番（橋本智洋君） 今回は反対の立場で答弁させていただきます。

当初、私も正直、五分五分、六分ぐらいで賛成かなということをおもっておりました。また、一部の支援者の方にもそのようなお伝えもしました。申しわけないなと思います。ただ、総務文教委員会を傍聴しました。やはり皆さんははっきりしないんですよ。何とかしようがない、これでいいかなと、私も、うん、何とかしようがない、やはり反対かなというような形です。やはりその、まあいいかという気持ちで決めてはいけないのかなというのが正直なところで

それは、やはり市民の皆さんもある意味燃え尽きた症候群、結構そういうところがあると思うんですよ。恐らく争点は、もう早く決めなきゃいけない、早く決めてくれ、でも、位置のこと、まちづくりのこと、皆さんやはりそこは二の次になっている。一般質問に関してもそうでした。跡地どうしますか、やはり的確な答えが返ってこない。そして、窓口業務はコストの面で、やはり跡地やまちなかにはおけないというようなこと、お話がありました。

この下田市の新庁舎建設基本計画というのを議会の前にいただきました。その中で駐車場、新庁舎整備後の駐車場想定規模というのがございます。これは恐らく今までのデータをもとにして判断されたものだと思うんですが、来庁者の駐車場というのがございまして、所轄人口2万2,500人、この中でこの人口の0.9%前後が窓口部門に来ているんです。ということは1日に202人、そして0.6%前後が窓口部門以外の来庁者と、これが1日で約135人です。そうしますと約337人、300人近い方がこの庁舎を中心に流動人口があるわけですよ。それを蓮台寺に持って行く。また寂れてしまうような私、気がするんですよ。

私はやはりまちの中で育った人間です。そしてやはり白浜の住民の方にも聞きました。俺また向こうへ行ったら、おめえ買い物どうすんだよと、ついでに、市役所へ行きながら買い物したりというの、そういう話もありました。でも実際300人、月間6,000人ですよ。この狭い下田の中でそれだけの人間が動いているというのは、やはり重要なことだと私は思うんです。

そして、やはりもう一つの理由として説明不足、これは前々から言っておりました。やはりちょっとそのやり方が強引だなと。1回目説明会は120人、2回目は50人と、おおむね市民は理解をしていただいたということですが、先ほどもそのようなお話がありましたけれども、そこでは賛成も得ていない、理解はしているかわからない。言いましたという状況なんですよ。それで納得というのはできないんじゃないかな。先ほどお話ししましたように、もうどうでもいいよ、早く決めてくれよということがやはり市民の一番の思い、でも、じゃ、どうでもいいからそれでいいんですかというのを逆に投げかけたいなと私は思います。

やはり最後、当局も含め、私も反対という立場をとる以上は責任を持って対応していきたいなと思います。

以上、反対……。

[何か呼ぶ者あり]

○3番（橋本智洋君） もちろんそれは後ほどですね。

以上で反対の答弁を終わります。（拍手）

○議長（竹内清二君） ほかに討論はございませんでしょうか。

10番 土屋 忍君。

〔10番 土屋 忍君登壇〕

○10番（土屋 忍君） 私は1年9カ月ほど前にここに登壇して、その当時の敷根民有地について建てるべきであるということで賛成討論をさせていただきました。その当時、やはり建てなければならないという、老朽化云々というのは皆さん言われたとおりでございます。防災的にも本当に厳しい状況であるということも、そのときもお話をさせていただきました。

私が申し上げたいのは、財政的な面で一言言わせていただきます。本来であると庁舎というのは10割、市の負担で建てなければならない建物なんですけれども、今、緊急防災・減災事業債という国の借金制度なんですけれども、これを活用することによって、簡単に分かりやすく言うと、7割は国で面倒を見るよと、あと3割だけ自分たちで用意してくれというのがこの制度であるというふうに思います。今、例えば30億で建てるとなると21億は国で面倒を見ると、あと残りの9億円はあなたたちで用意しなさいと、今、下田では庁舎建設基金というのが6億幾らあるわけでございます。ですから、実際には2億数千万、3億円近くを用意すれば庁舎というのは建つというシステムになっているわけでございます。

今を逃したら、これはもうだめになってしまうんですよ。国の政策は確かに延ばし延ばしにはしているわけなんですけれども、例えば東日本大震災等の情勢が好転してくれば、これはもう終わりだということも、私、国会議員じゃないもんで言えないですけれども、そういう可能性もなきにしもあらずであるということを考えますと、今回がもう最後であろうと。あとは10割、下田市でお金を出して建てろということにつながりかねないと思うわけでありまして。皆さん、反対者が何人か、いろいろと発言しておりますけれども、その点はどうするんだと、私はここで声を大にして言いたいわけでございます。

あとの、今、経済性のことを言いましたけれども、あとは利便性とか安全性とかということも、私、1年9カ月前にここで述べさせていただきましたが、たくさんの方がその件については述べておりますので省略させていただきます。私も同じような意見でございますので省略させていただきますけれども、この財政のことだけは、これは揺るがない事実でございます。そういうことを考えますと今回建てるのが妥当であろうというふうに判断をいたし、賛成をする立場でございます。

以上です。（拍手）

○議長（竹内清二君） ほかに討論はございませんでしょうか。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） この位置に関する条例の反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

この土地が安全な土地であると、このような見解には、私は驚きをもって聞かなければならないと、こう思うわけであります。石井市長のときも、そして楠山市長のときも、この河内の土地は選ばれませんでした。安全ではない、庁舎を移転するのにふさわしい土地ではないと、こういう結論を既に市の担当者、市長はしているところでございます。どういうわけか、岩盤まで二十五、六メートルもあるようなこの土地では、地震が起これば液状化間違いないと、そういう土地であると。そして、確かに副市長は、国や県が示しております浸水域外になっているから安全だと、図面上で安全だと、こう言っているだけであります。果たしてそうでしょうか。毎年々の台風、そして大雨が参りますと水害に見舞われます地域でありますこと明らかではないでしょうか。そして、河川改修をしたから大丈夫だと。なぜ河川改修があったんでしょうか。大水が出て被害が出たからであります。

少なくとも10年、20年、あるいは50年、60年のスパンで災害は考えなければならない。レベル1は150年、2は1,000年だというわけであります。このスパンで考えたときに、この地域が安全な地域だなんていうことは決して言うことはできない、こう私は思うわけでありませぬ。

まさに石井市長が言った、高いところではない低いところだと。そして楠山市長が言った、市街地に近いところか。とんでもない、遠くのところではありませんか。石井市長も楠山市長も積み重ねてまいりましたこの議論を覆してしまうような提案であると、こう言えるのではないかと思います。

しかも、この河内地区は、県や国の指定によります土砂災害が引き起こされる地域である、こういう指定も受けているわけであります。確かにこの河内の土地、予定地そのものが土砂災害を引き起こす土地ではない、平地だからと、こう言われるでしょう。しかし、各地の災害を見ますと、河川の氾濫は、土砂災害や、木が倒れ流木が川に入り、橋に引っかかり水害を引き起こしている、こういうことがあるわけでありませぬ。志戸橋があり、高根橋があり、ゆのもと橋があると、こういう状態の中で県は河川改修をせざるを得ない。

年間30センチから、この下田港に近づきますと1メートル近くの川底が、かさ上げするといいですか、土砂で埋まっていく、こういう状態でございます。20年も30年もすれば、今と

同じような川底であるような状態は考えられないわけであります。こういうことがまず配慮がされているのか。全く図面上のことでありまして、配慮がされていない。

敷根民有地もこの浸水域外でありました。しかし、下田富士の岩場、あるいは町内からの流出してきましたもので津波、火災が起こるのではないか、こういう心配で反対をしたわけであります。まさにこの河内の土地は、石井さんが提案した敷根公園の全面エントランス、そして楠山市長が提案しました敷根民有地よりも問題の多い土地だと、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

第1に、危険の土地だと、水害を免れない土地であると、液状化が免れない土地であると、こんなところに庁舎を建てようと提案するほうが常識を疑いたいと、私はこう思うわけであります。そして、この土地の先には河内水源がございます。この水源地は、7メートルから10メートルの浅い井戸でございます。立野、河内、蓮台寺に水を供給している大事な水源地であります。このような水源地のそばに庁舎を建て、汚水を流す、このような形を下水道も引かれていないこの場所で実行することが、まさに行政が町を破壊してしまうと、こういうことにつながりかねない問題をそこに含んでいると、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

次に、交通の便のいいところだと、こう言っているわけでありますが、皆さん、果たしてそうでしょうか。国道414号に接しているという言い方をしておりますが、国道414号のそばではありますけれども、全く接していないではないでしょうか。接しているところはわずか4メートルの、地元の開発業者の方が宅地造成といたしますか、建売住宅をした、この道路位置指定を受けたところしか接していないというのが現状ではないかと思えます。駐車場にしているところがあるから、ここを購入して接するようにするんだと、こういうぐあいに当局は言われておりますけれども、提案するからには、その土地が既に購入することができると、こういう段取りを踏んで提案するのが当然ではないでしょうか。交渉途中の、土地が買えるかどうかわからないようなこのような土地で庁舎を建設するんだと議案を出すこと自身が当局の落ち度、反省をしていただかなければならない点ではないかと思うわけであります。

そして皆さん、この土地は三角地の袋路となっている土地でございます。三角地の対角線、一番長いところには水路が通って、これが稲生沢川に通じているわけであります。そして、入り口はわずか6メートルの巾着のようなところしかないと、このような土地でございます。庁舎を建てるには、4,500平米の面積があったにしましても適していないと、こう言えるのではないかと思うわけであります。伊豆急の蓮台寺駅や、あるいは伊豆縦貫道の河内インタ

一ができるから便利になるんだと、こういうことであれば、まさに楠山さんが提案しましたこの敷根民有地でさえインターは敷根にございます。駅はすぐ近くだと、こういう条件は幾らもあるのではないのでしょうか。

しかも、今、この4月1日、皆さんご案内のように、下田市は国から過疎の指定を受けたわけであります。平成2年から27年の25年間で人口が27%も減少した、毎年々、300人からの人々が、人口が減っている、20年後には1万5,000人を切るだろうと、こういう経済状態の中で人口を増やすための施策をなささい、町を活性化させるための政策をとりなさい、そのために補助金をあげましょう、起債を認めましょうと、こういうことになっているわけであります。

こういう経済状態の中で、この庁舎を河内に移転してまいりますことは、まちづくりの面からも大変大きな問題を残してまいろうかと思えます。旧町が歯抜け通りになってまいり、商店の閉店、そして東西本郷も同様な状況が見えているわけであります。そういう状態の中で跡地の利用も緻密に考えずに、空地にしていくような政策をとりますことは、まさに今日の過疎対策を進めなければならないまちづくりの点からも大きな疑問を呈さざるを得ないと私は思うものであります。

バスターミナルの用地、あるいは、せっかくいただきました大浦の御番所の跡地、市民から提供いただきましたそれぞれの土地も利用されないままであるのではないのでしょうか。この庁舎を移転して、計画もないということになれば、長い間ここを空き地で放置する、あるいは建物をそのまま放置する、こういうことにならざるを得ないと思うわけであります。このような心配に応えるような計画を、当局は全く現時点で示していないわけであります。これらのものが初めて示されて議論の対象になると、こう言えるのではないかと思います。

さて、最後に、お金の問題、財政の問題であります。この当局の計画を見ますと、土地の購入費等に約8億円、建設費に22億円、計30億円以内で建てたいと、こう言っているわけであります。しかし、皆さん、鉄筋コンクリート4階建てであると、こう言っているわけであります。延べ面積は5,700から6,600ほど欲しいんだと、こういう計画を提示をされてまいっているわけであります。熱海は約16億円余り、そして南伊豆町は8億円余り、河津町は6億円余り、それぞれ鉄骨づくりでつくって立派な庁舎をつくっているわけであります。こういう状態の中で、どうして下田市が、中学校の統廃合や、あるいは地震対策、下水道や上水道の石綿管の布設がえ、あるいは斎場、清掃事務所、次々とまちにとって必要な事業がめじろ押しの中で、庁舎に30億もかけて鉄筋コンクリート4階建ての建物を建てるんだと、立派な

ものを建てるんだと、こういう姿勢こそ問題ではないかと思うわけであります。

今の下田市の現状を見て、できるだけ安く、近隣が鉄骨で建てたなら下田も鉄骨づくりで立派な建物がつくれないのかと、こう考えて財政を切り詰めていく、安い金額で機能的な庁舎を建ててまいるということが求められているのではないのでしょうか。緊防債、緊急防災・減災対策債が32年までに適用だから、4年の一区切りから、この期間につくんなければならないんだと、この言い方は、かつて楠山市長も同じことを言いました。緊防債は28年度まで、29年度までにつくんなければならないんだと、4年間延長をされてまいってきておるわけであります。

そして、この緊防債は、私は大臣ではありませんから先のことは言えませんが、経過から見れば延長がされるであろうということは、検討されるのではないかと思うわけであります。たとえ緊防債が、この制度がなくなったとしても、ほかの制度で代替がされていく、こういうシステムを国は絶えず、今までの経緯を見ますと、とってまいているわけであります。

庁舎の建設資金が約6億円あると、つくるときに1億円足して実財源は7億円だと、借入金金は23億だと、そして利息が3億つくだろうと、したがって30億以内だと、交付税算入が18億2,000万、したがって7億8,000万をなせばいいんだと、17年間でこれを割ると4,600万ずつなせばいいんだからできるんだと、こう言っているわけであります。これが上限であると、中学校の建設と合わせて1億円が上限だと、それが9,000万円で済むんだから財政的には十分であると、こういう見解をとっているわけでありますが、最高こんだけ出せるからこうするんだという財政の発想はひとつやめていただきたい。市民にとってどういうものが必要なのか、できるだけ安くしていく、こういう姿勢で臨んでいただきたいと思うわけであります。

といいますのは、30億で予算を執行すれば、これが5割増し、あるいは倍になるというのが今までの市が行ってきた建設事業の実態ではないですか。認定こども園が5億、それが10億近くになっている。30億のものが45億あるいは50億を超えるような財政支出につながってまいると、オリンピックを2020年、平成32年、こういう時期に、同様に庁舎を建てようという事は、全体の経済のバランスも考えなければならない。

敷根民有地に楠山市長が建てようとしたときに、私どもが反対をした理由と同じ理由が福井市長にも、残念ながら当てはまってしまっている、こう言えるのではないのでしょうか。白紙に戻して、住民合意を得て、十分説明をしてください、これが9,577人の署名をした人たちの最初の要望事項でした。この要望事項が果たされていますか。委員会の中でも

説明が不十分だと、こう指摘されているのではないのでしょうか。

そして、第2項は、庁舎を移転するなら跡地の計画を同時に計画し発表してください、こう2項では言っているわけであります。それも検討会議を立ち上げただけで、内容は全く発表されていない、こういう時期ではないのでしょうか。

第3点は、県の防災センターが高齢者生きがいプラザのところに建設がされると、こういう状態の中で、県の防災対策と下田市の防災対策を関連づけてスムーズに行くように検討をしてください、これが9,577名の方が下田市議会に出しました請願の内容であります。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○13番（沢登英信君） そのとおり。違わない。もう一度見ろ。

〔「でたらめなこと言うな」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 傍聴人に申し上げます。

静粛をお願いいたします。

○13番（沢登英信君） このような市民の要望や運動がないとは言いながら、そこに石井市長や楠山市長が検討してまいりましたこと、そして、市民が署名をとって指摘してまいりましたこと、どのように腹に落とし、福井市長は、当局は検討してくださっているのか疑問を呈さざるを得ない。こういう状態の中では、これは残念ながら反対、否決をせざるを得ない。もう一度検討を十分して、いい案を市民のために出し直していただくということが、今、最大に必要なことであろうと思うわけであります。

そして、余談になろうかと思いますが、百歩譲って、あるいは千歩譲って、河内ではかろうと、こういう話であったとしても、隣の稲生沢中学校は1万3,000平米もあります。使っているのはせいぜい5,000平米です。あとは運動場や駐車場であります。土地は、購入しようという土地とこの中学校の土地は接しているわけであります。そして、購入は4,500平米、2年後には中学校を統合し、ここが廃校になるということがほぼ教育委員会ではそういう方向で行くということが今決定がされているのではないのでしょうか。1年も待てば、この中学校の用地をどう使うことができるかが検討できるのではないのでしょうか。

鉄筋コンクリート4階建て、そして体育館と技術室もあるこの建物であります。まさに8億円もの土地購入費は必要がないと、こういうことになろうと思います。国道と接している部分は畑になっております。他人の土地でございまして国道には接しておりませんが、ここを購入しなければならぬという事情は出てこようかと思いますが、私はここを推薦しているわけではございませんが、検討すれば、幾らも検討する場所がある、その検討さえして

いないという例として挙げさせていただきたいと、こう思うわけであります。

以上、私の見解から言えば、全く条例として体をなしていない上程案だと、これを賛成して通すなんていう議員は、議員としての責任をまさに果たそうとしていない、こう言わざるを得ないと思います。よろしくご検討ください。

○議長（竹内清二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時17分休憩

午後 2時28分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き討論を続けます。

ほかに討論ある方いらっしゃいませんか。

8番 鈴木 敬君。

〔8番 鈴木 敬君登壇〕

○8番（鈴木 敬君） 私はこの議案を委員会で付託審査したときの委員会の委員長でありますので、しかも委員長報告という形で、その中である程度、私の庁舎に対する意思も表明してありますので、討論、採決の場で意見を述べようというふうな気はなかったんですが、先ほど、賛成する議員は議員の資格がないみたいなことを言われましたので、議員の資格がないという、それでやっぱり一言は言っておかなければならないのかなというふうに思います。

私は基本的に賛成なんですけど、なぜ賛成なのかというふうな根本的なところは、まず、庁舎の問題を考えるに当たりましては、安全性の問題、経済性の問題、利便性の問題、さらに副市長はこれからの発展性の問題というようなのもつけ加えて、それらの観点から考えるというふうなことをおっしゃっております。それぞれ安全性、経済性、利便性、それぞれこれまでもずっと、市長のときの提案以来ずっと私たちも検討してきたことではありますけど、その上に立って現在の候補地、河内46番地ですか、この場所がそれぞれの安全性、経済性、利便性にとって、どうしてもここではだめだというふうな場所ではないというふうに私は思っております。

なぜ、前回の敷根民有地、私は反対したかといいますと、第一感、あそここの場所で本当にいいのかどうなのか、庁舎があそこがいいのかどうなのか、いろいろな地形的な、場所的な、そういうところ、本当に山と山との間にあって川が流れているところで、そこでこれから発展していこうという、少なくとも幾らかでも発展していこうと考えている下田市の庁舎があ

そこで、ああいうふうなところに、押し込められたようなところでいいのかどうなのかというところが、まず私の第一感で、反対の理由でありました。

それに安全性の問題だとかいろいろな、経済性の問題だとかいろんな問題は、反対の理由としていろいろ考えましたが、第一感はそうです。で、第一感、今回の場所はこれでいいというふうには私は思いました。ある程度の広がっているところでありまして、また、この間のいろいろな中学校統廃合の問題もありまして稲生沢中学校も一体的に活用できるというふうな道も開けております。というふうなことで、一つの下田の、副都心ではないんですが、一つの核として発展してくる余地も出てきたのかなというふうに思っております。

それが下田市の全体の動きにどうなってくるのかというふうなことは、これからのまちの、私たちの、あるいは住民の努力次第であります。そういうふうな形で河内のあそこの地域がこれからの下田のまちづくりの一つの核になっていくというふうなことを私は思っております。そういう意味でも、しっかりと今の時点で庁舎の移転をしっかりとやって、あそこに新しいまちづくりの第一歩を踏み出していくべきだというふうに思っております。

それで、跡地はどうなるんだ、向こうに持っていかれたらますます中心市街地が寂れていくんじゃないかというふうなことを心配する意見もありました。でも、ずっとここに庁舎がありました。一貫して旧町内、ずっと衰退の道をたどっております。それは私も旧町内に住んでおる人間としては大いに責任があるわけですが、じゃ、どうしたら旧町内を中心とした中心市街地を核として下田のまちづくりを新たにしていけるかというときに、どうしてもここに庁舎がなければならぬという理由はなかなか出てきません。ここに庁舎がなければ下田市がこれからどんどんだめになっていく、庁舎があれば幾らかでもよくなっていくのかというふうなことでは、今の私はそういうふうには考えられません。

ある程度、庁舎はそういうふうには集客力はありますが、でも庁舎だけではどうにもなるものでもありませんし、少なくともこの間のずっとの議論の中においては、浸水域のこの場所に庁舎をつくるということは、多くの市民にとって、特に安全性の問題で、そこはちょっと問題があるんじゃないの、だめだよというような意見はある程度なされているというふうに思っております。

ここに民間資本なり何なりで新たに商業的な建物とか等をやるということに関しては、それはそれとしてありだと思えますし、それはやっぴいかなければならないというふうに思っております。特に伊豆急との関連で、駅の再開発、そして駅前再開発、あるいはまた伊豆縦貫道の完成によりまして伊豆縦貫道と136号線を結びつけていく136号線の4車線化等との

ことはやらなければなりません。そういうふうな形で現在の場所、あるいは駅前、それとつながる中心市街地、旧町内の中心市街地を開発していこうというふうなことは考えられますが、ここに庁舎がなければならぬというふうな理由には、それはならないというふうに思っております。

多くの市民が、やはり庁舎はまず安全性を考えるべきだと、いざというときの防災の拠点となる防災センター、災害対策本部を置ける場所であるというふうなことを望んでいるということが、この間のアンケート等においても明らかになっております。そういうふうな意味において、ここにどうしても庁舎がなければならぬんだという意見にはくみしておりませんし、そういう意味で、河内に庁舎が移転することに関しては、私はありであるというふうに思っております。

で、河内に持っていく場合のもう一つの反対の意見がありまして、反対というか、本当に場所が河内じゃだめだという意見は、ここにというような意見と、あとは沢登さんの意見がありますが、そのほかの人のやつは説明不足だと、手続がちょっと足りないんじゃないかというふうな意見で、ここの場所そのものに対する反対、ここだというか、河内じゃどうしてもだめだと、あそこじゃどうしてもだめだというふうな意見というのは、委員会においてもそうでしたが、そういうふうな意見ではないというふうに、先ほどの手続が足りないんじゃないか、説明が足りないんじゃないかという意見の中でもそういうふうなことは感じられませんでした。どうしても河内じゃだめだというふうな意見とは、私は受け取っておりません。

その人たちが言うのは、特にもう情報が不足じゃないか、自分たちに対する情報が不足しているんじゃないかというふうなことを言う人もおりましたが、少なくともこの問題はずっとやっているところでありまして、石井市長の第四次総合計画の中から総合庁舎の改築というのが出てきまして、それからもう十何年やっている問題でありますので、少なくともある程度の知識というのは、議員としてあれば、ある程度はこれまでの経緯、そして移転しようとする場所など、知識としてある程度入っております。

まして、この議会の前に全員協議会等々を通じて、あるいは本会議の前にも基本計画案なるものが私たちにも提供されております。その中で、いろいろな道路の問題から、機能、4階建てにするのかどうすんのかというふうな問題もある程度は説明されております。これは、これからもし場所があそこに決まれば、どんどん具体的に検討していき、その中で議員としての意見を表明していくものでありますが、少なくともどういうふうなものであるのか、新しい庁舎がどういうふうな場所で、どういうふうなものであるのかというふうなことの最

低限の説明というのはなされていると思います。説明不足だというふうなことはないと思います。市民に対する説明が足りなかったというふうなことはあると思いますが、議員自分に対する説明不足だから賛成できないというようなことは、少なくとも議員としてはないというふうに思っております。

そういうふうな形の中で、説明不足というふうなこと、どれまで説明が不足しているのかというふうなこと、説明の回数を多くすればいいのかどうなのかということもいろいろ議論になりましたが、最低限の情報は出ておりますし、市民もある程度の情報は、ある程度です、情報は得ているのかなというふうに思います。河内に移るという議案が今いろいろ審議されているというようなことは、市民の多くの人たちもそういうふうな情報を共有していると思います。それに対する市民からの反応、あそこじゃ絶対だめだというふうな強い拒否反応、反対意見というふうなのは現在出ておりません。

多くの市民は、嫌気が、もう以上、庁舎問題でああだこうだするのは嫌だというふうな意見はあるかもしれませんが、もうこの辺で場所を決めてもいいよと、あそこで、やむを得ないかもしれないけれども、あそこでとにかくやろうと、今を逃したらもうこれから先できる可能性もなくなってくるよ、場所の問題、お金の問題等々も含めまして、というふうなことを多くの市民は感じているのではないかとこのように思っております。

そういうふうな中から、市民の合意というんですか、市民の合意というのは、前のこの議会の中で市長は、市民合意は議会だというようなことを言いましたので、議会が市民合意になるとしたら私としては、市民の意向を、そういう強い反対がないというふうな今の状況を私なりに勘案しまして、どうしても進めなければならないというふうに思っております。

そしてまた、どうしても今現在進めなければならない理由は、先ほど来、土屋 忍議員等も申し述べておりますが、緊急防災減災事業債というものを活用できる今のチャンスを逃したらば、やはり大きな国からの財政的な補助も受けられませんし、事業そのものが、いろいろなかにも市としてやるべき事業がいっぱいある中で、市が20億、30億の事業費を全て、一から十まで負担しながらこの庁舎建設の事業を進めていくというふうなことは無理であるというふうに思っております。まさしく今やらなければならないというふうなことだと思います。

稻生沢中学校が空き地になるんだから、そこに持っていけばいいんじゃないか、それに二、三年、平成33年、新しい下田中学ができる、そのときぐらいまで待つ、それから進めればいいんじゃないかというふうな意見を申し述べる人もおりましたが、それは2年の猶予というの

は、その先、また3年、4年の延期になってきます。それはもう今2年、3年延ばすということは5年、6年、あるいは10年まで先に延びていくというふうなことでありまして、そのときにはまた状況が、緊急防災・減災事業債を含めて、いろいろ状況が変わってきます。それまで市庁舎建設を延ばせるのかどうなのか。やはりタイミングとかいろんな問題がありますし、この間のいろんな議論の中でも、職員の危機感はどうするのかというふうな意見も出てきました。

職員は万が一というときの危険というふうなのを身を持ちながら、感じながら毎日の仕事を、職務をしているわけでありまして、その人たちにどうするのか、どういうふうにその責任を果たしていくのか、万が一のときには市はどういうふうに保障してくるのか、責任にするのかというふうなことも考えていかなければなりませんし、こういうふうなことを考えますと、やはりこういう事業をやる、今、最低限ぎりぎりの残された時間、残されたタイミングであると強く思います。今を逃したらもうあと10年、20年、もしかしたら市役所はつくれなくなると思います。その間に潰れてしまうというふうな可能性もいっぱいあります。とにかく現実的に庁舎を建設しようというときには、この機会を絶対逃すことはできないというふうに私は強く思います。

以上のような考え、見地から、この市庁舎の位置変更条例について賛成し、いつときも早くどんどん進めていくべきだというふうな意見を申し述べて、私の意見とします。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はございませんでしょうか。

9番 伊藤英雄君。

〔9番 伊藤英雄君登壇〕

○9番（伊藤英雄君） 条例案に対する賛成意見を申し上げたいと思います。

反対意見は大きく2つあるように感じました。一つは、あの場所はそもそもだめであるという意見、それからもう一つは、手続で前段階が踏まれてないのではないかという、大きく分けると2つあったかと思います。

今の場所がだめだよという理由は、話を聞いていたんですが、よくわからない。安全な土地ではないというんですが、その根拠は何かというと、客観的な根拠は全く述べられてない。それから、9,577人の請願を無視しているとかで、とんでもない話、無視しているのはあなたですよ。あれは、敷根民有地についてはすぐ後ろが崖で、崖崩れがあると、土砂災害の危険がある。そして、浸水地域ではないんだけど隣の土地までは浸水地域だったと。現地を見れば、庁舎予定地が高くなっているわけではない、ほぼ平地なんです。そして、昔か

らあの地域では、あそこは泥田になると、つまりあの地域の水が集まるところだったんですよ。したがって、津波が隣に来れば危険だよということ、崖崩れ、それからやっぱり津波浸水地域の危険があると。

もう一つは、あそこは前面の土地が非常に狭いので、車の出入りは敷根1号線を使うという。敷根1号線を使えば屋上が駐車場になるよと、40台、50台もの車が屋上に来る。人が歩くだけの庁舎と何トンもの重さが屋上にかかるんじゃ建設コストがまるで違う。つまり庁舎が高くなってしまふ。こういうことで反対してたんですよ。したがって、9,577人の意向を無視しているのは、まさしく今、反対意見を述べられた方だろうと言わざるを得ないわけでありませう。

それから、緊急防災・減災事業債の延長はあるだろうと、これまた本人の一方的な思い込みであり、それを担保するものが全くないわけでありませう。担保するものが全くないのに代替があるんだというのも、これまた無責任な発言であろうと、こんなふうを考えるわけでありませう。

で、袋小路だと、しかし、袋小路でも道路をつくるよと言っているわけですから、道路をつくると言っているのに袋小路であると、わけがわからない。河内水源があるよと言っているわけですよ。これは本人のたしか一般質問でも出たと思うんですけども、担当課長、下水道課長は、河内水源に影響があるかどうかかわからないと、しかし、仮に河内水源が使わなくなっても下田市の水道は別に問題がないと担当課長が言っているわけだ。担当課長が問題ないと言っているのに、さも河内水源がだめになるから、もう下田市の水道が使えないかのようなイメージ、いわゆるイメージづくりの議論をなされておると。論理が非常に、申しわけないけれども支離滅裂になっているんじゃないか。

それから、稲生沢中学校は今度あくと、で、活用ができるのではないかと、最後には使えるんから購入しなくていいんじゃないかって、じゃ、まるで稲生沢中学校の跡に建てていいと言わんばかりです。じゃ、あの場所は危険だ何だと言っていたのは何なんだと。論理が非常に、もう本当に反対するためにいろんなことを言っているだけであると言わざるを得ないわけでありませう。

それから、一方では、前段階、つまり説明が不足しているよと、まだ庁舎の計画も立っていないじゃないかと、どんなものができるかわからない、このように言っているわけでありませう。それはある意味でもっともな話でありませうが、石井市長の時代から約8年、この庁舎の位置でもめにもめて、市民を二分するような戦いもあった。そういう中で、もう庁舎の位置

でいつまでももめていることはやめようじゃないかと、こういう思いがやはり議会でも、市民の中でも多数になっているわけであります。しかしながら、依然として手続論でものを言っている。まだ説明が足りない、新庁舎の構造が明らかになっていない、跡地が明らかになってない、この理屈もある意味ではもつともであります。

しかし、どこまでやればいいのか。事前説明が終わればいいのか、基本計画ができればいいのか、庁舎の設計が終わればいいのか、どこまでなら満足にするのか。私が視察で行った市では、新庁舎が竣工した後、全部でき上がった後、位置条例を提案したところがあります。それはもう建物が全部立ち上がって、明日から使えるよという状態で、さすがにそれは反対ができないんじゃないか、それでいいんだろうか。予算は過半数で可決するんですよ。位置条例だけは3分の2なんです。つまり過半数で全部進めようと思えば進められちゃうんですよ。

今回も基本設計監理で2,675万の予算が出てます。これが通るかどうかわからない。しかし過半数であれば恐らく通るでしょう。ここで問題が起きます。位置条例が仮に通らなかった。しかし予算は可決された。予算は執行していいのか悪いのか、論理は2つ成立するんだろうと思います。予算としては可決されたんだから当然、執行していいよと。一方では、あの位置に建てちゃだめだということになったんだから、あの位置に建てるような予算は執行すべきではないという意見もまた成立するんでありましょう。

したがって、まず準備ができないと、事前説明が足りないという方々については、どこまでやったらいいのかをはっきりさせるべきであろうと。一体、設計の予算ができるまでやるのか。このような混迷が引き続いてあるようであれば、事実を積み重ねていくんだと、予算が可決されたということであれば、予算は当然、可決されたんであるから執行すると。で、設計も、それから土地の購入がまだされていないという意見がありましたが、じゃ、土地の購入も先にやっちゃおうよと、そして、土地を購入して建物が全部建った後、過半数で可決されてきますから、当然できるんで、そこで位置条例を提出する、これがいいのかと。ただ、法の精神で言えば、予算は過半数になってるんだけど、位置条例は3分の2になっているんだから、やはり位置条例をと、すべきだという議論もあるんでしょう。

その辺が、前段階で説明が足りないだとか、まだ明らかになってないという人は、一体どこまでやればいいのかと言っているのか。やっぱり竣工するまでやっちまえと、そうすれば全員がみんなわかるわけですよ。どんな土地になったのか、出入り口がどうなったのか、どんな庁舎が建つのか、全部明らかになるわけですよ。全部明らかになったところで、仮に今回

否決されたとしたら、それらが、要望に応じて全部明らかになったところで位置条例を出すと、それまでは粛々と予算の提案をして、そして予算を執行していく、こういう方法もある。

最終的には首長、それから当局が考慮するでしょう。僕は不毛な議論になってるんじゃないか、全くこじつけのように反対するためにする議論と、それから、一体どこまでやればいいのかかわからないまま、足りない足りないと言ってる。説明が足りないのは回数が足りない、反対があれば回数は増えるんですよ。これは理の当然なんですよ。じゃ、何回だ。出ない。やっぱり議会は議論の場ですから、やっぱり論理はしっかりさせなければいけないと思う。その意味で、やっぱり反対者の方々は、やっぱり論理としては矛盾しているんだろうと思いますよ。

やっぱりしっかり全体の中で、反対なら本当に反対して、あそこへ建てちゃいかんと、そういう意見もありましたけれども、その意見はちょっと無茶だなと、その根拠はないなと思ってますけれども、説明が足りないという人について言えば、一体どうするのか、本当にどこまで説明したらいいのかと、建つところまでやれということであれば建つところまでやった後でしょう。それらを考えれば、そして、一番何よりは、もう8年間も場所でもめにもめて、市内を二分して争ってた。こんな争いをもう終わらせたいと、しっかり、場所が本当に悪いなら別ですよ。この中で場所が悪いと言った人は1人しかいないんですから。あの場所はだめだと言ったのは。本当に延ばす必要があるんだろうかと。私はもうこの辺で庁舎の位置に関する争いは終わらせるべきだろうと思います。

以上で賛成討論を終わります。（拍手）

○議長（竹内清二君） ほかに討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

これより議第47号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

本案は地方自治法第4条第3項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とする特別多数議決となるため、可否同数という事態は考えられません。

よって、議長は決裁権を有せず、評決権を持つため、出席議員の中に含まれます。

ただいまの出席議員は13名であり、その3分の2以上は9人以上です。

本案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 着席願います。

ただいまの起立者は8名のため、出席議員の3分の2に達しておりません。

よって、議第47号 下田市役所の位置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを否決することと決定いたしました。

次に、議第48号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第48号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第49号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第49号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第50号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 補正予算でございますが、予算書の8ページ、可燃ごみの収集業務委託、債務負担行為であります。これは今年度の予算にも関連をしている事業ということになります。入札の業者が2社出たので、このコースの下見等が必要になって入札をするものだと、こういう説明でございますが、ごみの収集業務がそれぞれの業者ができて……。

〔何か呼ぶ者あり〕

○13番（沢登英信君） 50号に反対する立場から討論をさせていただきます。どうも失礼いたしました。

予算書の8ページの債務負担行為でございますが、可燃ごみの収集業務委託、ごみの収集等は継続性のある事業であろうと思います。ただ安ければよろしいと、こういうことでは当然ないと思うわけです。一定の収集車や収集人の確保をしてその仕事をする、1年交代で次の業者がやるというようなことでは、経営的にこれは大変まずいのではないかと思います。今度はたまたまもう一社出てきたので入札をするんだと、こういうことでございますが、やはりこれらの仕事は公がする仕事だと、こういうことから考えれば、業者に組合をつくっていただいて、毎年同じような形で、同じような仕組みで安定的に仕事ができると、こういうような方向を目指すべきであって、安かろうよかろうという形の入札を進めて果たしているものなのかと、こういう疑問を持たざるを得ないと思うわけであります。

そして、下田市の市営のじん芥処理場長期包括委託調査及び支援業務委託、29年から30年でございますが、この債務負担も平成23年、25年、それから28年と、ごみの収集業務について委託をするというようなことをやってきました。そして、このときに窯場といいますか、燃やすほうと収集するほう、両方合わせて委託はどうかと、こういうような調査をたしかしているはずであります。そして、収集のほうは経費的にも問題はなかろうと、しかし、窯場のほうは市の職員で運営していただいたほうが経済的にも、また、それをスムーズに回す意味でも直営がいいんだと、こういう結論を出しているにもかかわらず、この29年から30年度の委託は、窯のほうの、焼却炉のほうの管理も一部管理をするのがいいのか、全体的な管理をするのがいいのか、既に委託することを前提といたしまして、この予算を執行するという枠組みになっているわけであります。

これは、かつて学校給食の調理員について、退職不補充であるので、これを担う職員がいなくなっていると、したがって委託するしかないんだと。これと同じことが今この焼却炉のところでやられようとしている。8人の職員がいるけれども、やがて2人退職すると6人になると、6人の職員も4年後には2人になってしまう、退職して。必要な事業に職員を雇わないで委託することがいいんだという方向で、既に結論を、調査やチェックもしないで委託するほうがいいんだという結論が先にあって、そこに結論を持っていつてしまっていると、このような予算は認めがたいと私は思うものでございます。

それから、29ページの新庁舎建設推進事業でございますが、補正が2,751万8,000円の追加補正を出しまして、非常勤職員の報酬で建設基本構想基本計画審議会委員の報酬だと、これは払わなければならないと思うんでございますけれども、委託の設計監理、庁舎建設設計監理業務委託、新規2,670万は、先ほどのこの庁舎の位置条例と関係する予算であろうと思うわけでありまして。

そういう点からいって、この予算は組み直していただくしかないと、こういうことで予算に賛成できないと、反対だと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番 小泉孝敬君。

〔6番 小泉孝敬君登壇〕

○6番（小泉孝敬君） 予算に賛成の立場から述べさせていただきます。

先ほどの庁舎の位置条例、否決ということで非常に自分としては残念なんです、しばらく様子を見ると、これほど危うさを含んだ言葉は、非常に楽な言葉はないと思います。

具体的に沢登議員、反対意見を述べられてましたけれども、ごみ収集であります、やはり民間を信用しない市町は衰退していくと思います。恐らくこのごみ収集に数年前から民間に委託されてやっているわけですけれども、地域にとっても何ら問題はなく、スムーズに、しかも親切にやっておられます。現実にはそういったところを目の当たりにして、民間にしてよかったかなというふうに私は感じます。

今回の予算においても、将来的にはごみ等の今現在、いわゆる集塵機にしましても、あともう一つが耐火のれんがのあれですか、全ての予算について数千万の費用がかかっております。そういったことを鑑みまして、将来は広域的に、いわゆる広域的なもので全ての予算も抑えながら市の財政その他をカバーしていこうという大きな流れがあるわけですが、

それに向かってこういった債務負担行為もあり、そういった予算がなされているわけですから、当然、市としましてはそうでしょうし、我々議会としても市民としても、やはり何もしていないでとまっているわけにはいきません。本当にとまっている時間はないと思います。庁舎の件を含めて、さっそく動きを始めるべきだと思っています。

そういった意味でも庁舎の、条例は否決されましたが、予算化は粛々と予算化して、行動をすぐにでも起こして、それに向かって、やっぱり動かしていくべきだと思っています。そのような観点から当補正予算については賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

〔何か呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） もう一度、すみません、立ってください。数をしっかりと。

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。着席ください。

よって、議第50号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第51号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決するこ

とにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第51号 平成29年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第52号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第52号 平成29年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第53号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第53号 平成29年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付しま

す。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第54号 平成29年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第55号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第55号 平成29年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第56号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

とにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第56号 平成29年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することと決定いたしました。

次に、議第57号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第57号 平成29年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第58号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第58号 平成29年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり、これを可決することに決定いたしました。

◎議第59号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第59号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、平成29年10月2日付にて追加上程させていただきました議第59号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げますので、お手数ですが、別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

今回の補正予算の主な内容でございますが、平成29年9月28日衆議院解散に伴い、衆議院議員選挙解散経費を追加補正するものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度下田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出の予算に歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億8,314万6,000円としたものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということで、予算書の2ページから5ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。選挙管理委員会関係、13款3項1目3節国庫衆議院議員選挙委託金1,600万円の追加は、衆議院議員選挙委託金でございます。

歳出でございますが、選挙管理委員会関係、2款4項5目0584衆議院議員選挙事務1,600万円の追加は、補正内容等記載のとおり衆議院議員選挙関連経費でございます。今回の衆議院解散総選挙におきまして、これより行います衆議院小選挙区議員選挙静岡第6区、それから比例代表選出議員選挙東海4県定数21人、最高裁判所裁判官国民審査をとり行うもので、公示日が29年10月10日を予定しており、期日前投票が10月の11日から21日までの11日間、選挙期日が29年10月22日執行を予定してございます。投票所につきましては市内21カ所、開票につきましては下田小学校屋内運動場でとり行う予定でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第59号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第59号 平成29年度下田市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎発議第6号及び発議第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、発議第6号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について、発議第7号 大規模太陽光発電事業開発を規制する県条例の制定を求める意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番 土屋 忍君

〔10番 土屋 忍君登壇〕

○10番（土屋 忍君） ただいま議長から通告のありましたとおり、意見書2件につきまして順次説明をさせていただきます。

なお、提出者、賛成者につきましては、一括して最後にご報告させていただきます。

発議第6号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見を別紙により、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、地方創生担当大臣、衆議院議長、参議院議長に提出するものとする。

平成29年10月2日提出。

提案理由。

道路整備の推進と、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続することを求めるため。

道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

道路は、地域経済の活性化や持続的な成長、市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つである。

現在、国においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等の嵩上げを行い、道路整備に対する格別な配慮がなされているが、この措置は、平成29年度までの時限立法となっている。

来年度以降、補助率等が実質的に低減することになれば、地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいる地方の努力に水を差すものであるとともに、本市においては、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対する防災・減災対策など、道路に関して緊急的に対応すべき課題を多く抱えており、その解決にも少なからぬ影響を与えることが懸念される場所である。

よって、国におかれては、道路整備を引き続き推進するため、長期的かつ安定的な道路関係予算の総額確保はもとより、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年以降も現行制度を継続するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう、さらなる拡充等の措置を講ずることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月2日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第7号。

大規模太陽光発電事業開発を規制する県条例の制定を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、大規模太陽光発電事業開発を規制する県条例の制定を求

める意見書を別紙により、静岡県知事に提出するものとする。

平成29年10月2日提出。

提案理由。

大規模太陽光発電事業開発の規制を求めるため。

大規模太陽光発電事業開発を規制する県条例の制定を求める意見書。

静岡県は「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」、「静岡県エネルギー地産地消推進計画」、さらに「ふじのくにエネルギー総合戦略」を策定し、平成32年度までを事業年度としています。

大規模太陽光発電事業開発は地域の環境破壊をもたらす可能性があります。

ソーラーによる乱反射「光害」、製品不良、施工不備による発火、焼損事故、パネルの飛散事故、電磁波による健康被害も心配されています。10年後、20年後に施設が放置され、公害を引き起こすなど、自然破壊、生活破壊を避けるための行政指導が必要です。

このような再生エネルギーの開発は、地域産業と生活の向上には必要な事業です。しかし、そのことが開発に伴う公害や健康被害、乱開発をどのように防ぐのかというのも課題です。現在は、「土地利用事業計画に関する指導要綱」内に「再生可能エネルギー施設」を設けていますが、直接的な指導基準がなく不十分です。行政の内部的な指導要綱であるため、ないがしろにする業者も見受けられます。これらの大規模開発はいくつかの自治体にまたがる事業計画になる場合もあるので、大規模太陽光発電事業開発を規制する県条例を早急に制定してくださるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月2日。

静岡県下田市議会。

以上2件、提出者、下田市議会議員、土屋 忍。以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、小泉孝敬、同じく沢登英信、同じく大川敏雄、同じく進士濱美、同じく橋本智洋。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 提出者の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第6号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第7号 大規模太陽光発電事業開発を規制する県条例の制定を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

発議第6号及び発議第7号に対する質疑は終わりました。

提出者、自席へお戻りください。お疲れさまです。

次に、発議第6号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第6号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第7号 大規模太陽光発電事業開発を規制する県条例の制定を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第7号 大規模太陽光発電事業開発を規制する県条例の制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（竹内清二君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって平成29年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

なお、各派代表者会議を午後3時40分より第1委員会室で開催いたしますので、代表者の方はご参集願います。また、終了後に下田市観光戦略等についての議員説明会を大会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでございました。

午後 3時25分閉会